

令和5年6月21日招集

令和5年第3回釧路市議会

6月定例会議案

釧 路 市

6 月 定 例 市 議 会 議 案 件 名

議 案 番 号	件 名	
議案第 5 5 号	令和 5 年度釧路市一般会計補正予算……………	5
議案第 5 6 号	令和 5 年度釧路市動物園事業特別会計補正予算……………	21
議案第 5 7 号	令和 5 年度釧路市病院事業会計補正予算……………	27
議案第 5 8 号	令和 5 年度釧路市水道事業会計補正予算……………	37
議案第 5 9 号	釧路市税条例の一部を改正する条例……………	49
議案第 6 0 号	釧路市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例……………	55
議案第 6 1 号	釧路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例……………	57
議案第 6 2 号	釧路市火災予防条例の一部を改正する条例……………	59
議案第 6 3 号	財産の無償譲渡の件……………	63
議案第 6 4 号	財産取得の件……………	67
議案第 6 5 号	工事請負契約の締結に関する件（第 8 魚揚場建築主体工事）……………	71
議案第 6 6 号	工事請負契約の締結に関する件（令和 5 年度堀川団地 B 棟公営住宅建築主体工事）……………	75
議案第 6 7 号	工事請負契約の締結に関する件（令和 5 年度堀川団地 B 棟公営住宅管設備工事）……………	79
議案第 6 8 号	工事請負契約の締結に関する件（令和 5 年度川東団地 A 棟公営住宅建築主体工事）……………	81
議案第 6 9 号	工事請負契約の締結に関する件（星が浦川河川改修工事（2 工区））……………	85
議案第 7 0 号	工事請負契約の締結に関する件（消防救急デジタル無線設備更新工事）……………	89
議案第 7 1 号	工事請負契約の締結に関する件（釧路市学校給食センター建築主体工事）……………	91
議案第 7 2 号	工事請負契約の締結に関する件（釧路市学校給食センター管設備工事（その 1））……………	97
議案第 7 3 号	工事請負契約の締結に関する件（釧路市学校給食センター管設備工事（その 2））……………	99
議案第 7 4 号	工事請負契約の締結に関する件（釧路市学校給食センター管設備工事（その 3））……………	101

議案第 7 5 号	工事請負契約の締結に関する件（釧路市学校給食センター電気設備工事（その 1））	103
議案第 7 6 号	工事請負契約の締結に関する件（釧路市学校給食センター電気設備工事（その 2））	105
議案第 7 7 号	工事請負契約の締結に関する件（釧路アイスアリーナ屋根・軒下改修工事）	107
議案第 7 8 号	釧路市功労者表彰について同意を求める件	109
議案第 7 9 号	固定資産評価員の選任について同意を求める件	111
報告第 4 号	専決処分報告の件	113

議案第 5 5 号

令和 5 年度釧路市一般会計補正予算

令和 5 年度釧路市の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7 4 0 , 8 8 5 千円を追加し、歳入歳出それぞれ 1 0 0 , 9 1 3 , 2 4 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

令和 5 年 6 月 2 1 日 提出

釧路市長 蝦 名 大 也

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
15 国庫支出金		22,328,256	587,909	22,916,165
	1 国庫負担金	17,313,965	206,784	17,520,749
	2 国庫補助金	4,967,519	381,125	5,348,644
18 寄附金		2,701,452	116,080	2,817,532
	1 寄附金	2,701,452	116,080	2,817,532
19 繰入金		825,382	36,896	862,278
	2 基金繰入金	796,334	36,896	833,230
歳入合計		100,172,355	740,885	100,913,240

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2 総務費		8,221,226	13,357	8,234,583
	1 総務管理費	7,966,640	13,357	7,979,997
3 民生費		33,287,867	10,106	33,297,973
	1 社会福祉費	7,641,278	1,200	7,642,478
	3 児童福祉費	9,816,197	6,400	9,822,597
	4 生活保護費	12,085,883	2,506	12,088,389
4 衛生費		5,348,132	606,189	5,954,321
	1 保健衛生費	1,172,288	606,189	1,778,477
8 土木費		6,281,772	211	6,281,983
	2 道路橋梁費	2,592,721	211	2,592,932
11 教育費		6,484,276	11,022	6,495,298
	6 社会教育費	1,380,873	6,853	1,387,726
	7 保健体育費	948,746	4,169	952,915
14 諸支出金		9,564,490	100,000	9,664,490
	1 特別会計繰出金	9,564,490	100,000	9,664,490
歳出合計		100,172,355	740,885	100,913,240

第2表 繰越明許費補正

区分	款	項	事業名	金額
				千円
追加	8 土 木 費	2 道 路 橋 梁 費	道 路 橋 梁 維 持 補 修 事 業 [道路維持業務作業車購入事業]	14,687

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
15 国庫支出金	22,328,256	587,909	22,916,165
18 寄附金	2,701,452	116,080	2,817,532
19 繰入金	825,382	36,896	862,278
歳入合計	100,172,355	740,885	100,913,240

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	市債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 総務費	8,221,226	13,357	8,234,583	0	0	12,000	1,357
3 民生費	33,287,867	10,106	33,297,973	1,253	0	100	8,753
4 衛生費	5,348,132	606,189	5,954,321	586,656	0	0	19,533
8 土木費	6,281,772	211	6,281,983	0	0	0	211
11 教育費	6,484,276	11,022	6,495,298	0	0	3,980	7,042
14 諸支出金	9,564,490	100,000	9,664,490	0	0	100,000	0
歳出合計	100,172,355	740,885	100,913,240	587,909	0	116,080	36,896

2. 歳入

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
15 国庫支出金	22,328,256	587,909	22,916,165			
1 国庫負担金	17,313,965	206,784	17,520,749			
2 衛生費負担金	0	206,784	206,784	1 保健衛生費負担金	206,784	新型コロナウイルスワクチン接種事業費(率10/10) 206,784
2 国庫補助金	4,967,519	381,125	5,348,644			
2 民生費補助金	602,712	1,253	603,965	3 生活保護費補助金	1,253	生活保護法施行事務費(率1/2) 1,253
3 衛生費補助金	628,334	379,872	1,008,206	1 保健衛生費補助金	379,872	新型コロナウイルスワクチン接種事業費(率10/10) 379,872

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
18 寄附金						
1 寄附金	2,701,452	116,080	2,817,532			
4 教育費寄附金	2,701,452	116,080	2,817,532			
	1,000	3,980	4,980	2 社会教育費寄附金	50	マリモ保護基金積立金 50
				3 保健体育費寄附金	3,930	スポーツ振興基金積立金 300 渥原の風アリーナ剣路管理運営費 3,630
5 総務費寄附金	0	12,000	12,000	1 総務管理費寄附金	12,000	地域振興基金積立金 12,000
6 民生費寄附金	0	100	100	1 社会福祉費寄附金	100	福祉基金積立金 100
7 諸支出金寄附金	0	100,000	100,000	1 特別会計繰出金寄附金	100,000	病院事業会計繰出金 100,000

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
19 繰入金	825,382	36,896	862,278			
2 基金繰入金	796,334	36,896	833,230			
15 財政調整基金繰入金	11,235	36,896	48,131	1 財政調整基金繰入金	36,896	36,896
歳 入 合 計	100,172,355	740,885	100,913,240			

3. 歳出

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 総務費	8,221,226	13,357	8,234,583	特定財源 一般財源	12,000 1,357		
1 総務管理費	7,966,640	13,357	7,979,997	特定財源 一般財源	12,000 1,357		
5 企画振興費	3,646,604	13,357	3,659,961	特定財源 [内訳] 寄附金 一般財源	12,000 12,000 1,357	24 積立金	13,357 地域振興基金積立金

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
					区分	金額	
3 民生費	33,287,867	10,106	33,297,973	特定財源 1,353 一般財源 8,753			
1 社会福祉費	7,641,278	1,200	7,642,478	特定財源 100 一般財源 1,100			
1 総務費	406,167	1,200	407,367	特定財源 100 [内訳] 寄附金 100	24 積立金	1,200	福祉基金積立金 1,200
3 児童福祉費	9,816,197	6,400	9,822,597	一般財源 1,100 一般財源 6,400			
1 総務費	5,276,499	6,400	5,282,899	一般財源 6,400	12 委託料	6,400	子どもデジタル人材育成等支援事業費 6,400
4 生活保護費	12,085,883	2,506	12,088,389	特定財源 1,253 一般財源 1,253			
1 扶助費	12,085,883	2,506	12,088,389	特定財源 1,253 [内訳] 国庫支出金 1,253 一般財源 1,253	12 委託料	2,506	生活保護法施行事務費 2,506

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
							区分	金額	
4	衛生費		5,348,132	606,189	5,954,321	特定財源 586,656 一般財源 19,533			
	1	保健衛生費	1,172,288	606,189	1,778,477	特定財源 586,656 一般財源 19,533			
		1	578,254	19,533	597,787	一般財源 19,533	10 需用費 96		母子保健事業費 19,533
							11 役務費 57		健康診査費 19,533
							12 委託料 19,380		
							7 報償費 55,440		新型コロナウイルスワクチン接種 事業費 586,656
							11 役務費 2,500		
							12 委託料 469,844		
							13 使用料及び 賃借料 1,320		
							18 負担金補助 及び交付金 57,552		
	2	予防費	380,761	586,656	967,417	特定財源 586,656 [内訳] 国庫支出金 586,656			

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
					区分	金額	
8 土木費	6,281,772	211	6,281,983	一般財源	211		
2 道路橋梁費	2,592,721	211	2,592,932	一般財源	211		
2 道路橋梁維持費	1,317,486	211	1,317,697	一般財源	211	17 備品購入費	道路橋梁維持補修費 道路維持業務作業車購入費
							211

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
					区分	金額	
11 教育費	6,484,276	11,022	6,495,298	特定財源 3,980 一般財源 7,042			
6 社会教育費	1,380,873	6,853	1,387,726	特定財源 50 一般財源 6,803			
1 総務費	35,284	2,065	37,349	一般財源 2,065	24 積立金	2,065	文化振興基金積立金 2,065
2 文化財保護費	71,770	2,388	74,158	特定財源 50 [内訳] 寄附金 50	24 積立金	2,388	マリモ保護基金積立金 2,388
5 生涯学習施設費	784,920	2,400	787,320	一般財源 2,338 一般財源 2,400	14 工事請負費	2,400	音別町文化会館施設整備費 2,400
7 保健体育費	948,746	4,169	952,915	特定財源 3,930 一般財源 239			
1 総務費	66,251	539	66,790	特定財源 300 [内訳] 寄附金 300	24 積立金	539	スポーツ振興基金積立金 539
2 体育施設費	882,495	3,630	886,125	特定財源 3,630 [内訳] 寄附金 3,630	12 委託料	3,630	管理運営費 3,630 湿原の風アリーナ釧路 3,630

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
					区分	金額	
14 諸支出金	9,564,490	100,000	9,664,490	特定財源 100,000			
1 特別会計繰出金	9,564,490	100,000	9,664,490	特定財源 100,000			
1 特別会計繰出金	9,564,490	100,000	9,664,490	特定財源 100,000 [内訳] 寄附金 100,000	27 繰出金	100,000	特別会計繰出金 病院事業 100,000 100,000
歳出合計	100,172,355	740,885	100,913,240	特定財源 703,989 一般財源 36,896			

繰越明許費に関する事項

8款 土 木 費

2項 道 路 橋 梁 費

2目 道 路 橋 梁 維 持 費

事 業 名	関 係 予 算		繰 越 金 額	繰り越しの事由
	節	金 額		
道路橋梁維持補修事業 〔道路維持業務作業車購入事業〕	11 役 務 費	166	166	年度内執行が不可能となったことから繰越事業として実施する。
	17 備 品 購 入 費	14,455	14,455	
	26 公 課 費	66	66	
	計	14,687	14,687	
財 源 内 訳	一 般 財 源	14,687	14,687	

議案第 56 号

令和 5 年度釧路市動物園事業特別会計補正予算

令和 5 年度釧路市の動物園事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,357 千円を追加し、歳入歳出それぞれ 431,672 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 6 月 21 日提出

釧路市長 蝦名大也

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 動物園事業収入		千円 428,315	千円 3,357	千円 431,672
	4 寄附金	1	678	679
	6 繰越金	1	2,679	2,680
歳入合計		428,315	3,357	431,672

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 動物園事業費		千円 428,315	千円 3,357	千円 431,672
	1 事業費	409,484	3,357	412,841
歳出合計		428,315	3,357	431,672

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

項	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
4 寄 附 金	1	678	679
6 繰 越 金	1	2,679	2,680
歳 入 合 計	428,315	3,357	431,672

(歳出)

項	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				国道支出金	市債	その他	一般財源
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 事 業 費	409,484	3,357	412,841	0	0	3,357	0
歳 出 合 計	428,315	3,357	431,672	0	0	3,357	0

2. 歳入

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 動物園事業収入	428,315	3,357	431,672			
4 寄附金	1	678	679			
1 寄附金	1	678	679	1 動物園事業寄附金	678	動物園整備基金積立金 678
6 繰越金	1	2,679	2,680			
1 繰越金	1	2,679	2,680	1 繰越金	2,679	繰越金 2,679
歳 入 合 計	428,315	3,357	431,672			

3. 歳出

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 動物園事業費	428,315	3,357	431,672	特定財源 3,357			
1 事業費	409,484	3,357	412,841	特定財源 3,357			
1 管理費	409,484	3,357	412,841	特定財源 3,357	24 積立金	3,357	動物園整備基金積立金 3,357
				[内訳] 寄附金 繰越金			
				678 2,679			
歳出合計	428,315	3,357	431,672	特定財源 3,357			

議案第57号

令和5年度釧路市病院事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和5年度釧路市病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 令和5年度釧路市病院事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり改める。

(3) 主要な建設改良事業

ア 院舎改修	120,000千円
イ 医療機械等整備	800,000千円

(収益的支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
支			出
第1款 病院事業費用	19,995,794千円	332千円	19,996,126千円
第2項 医業外費用	275,994千円	332千円	276,326千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「1,483千円」を「1,151千円」に、「900,701千円」を「901,033千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収			入
第1款 資本的収入	1,187,031千円	△264,200千円	922,831千円
第1項 企業債	1,184,200千円	△364,200千円	820,000千円
第5項 他会計負担金	0千円	100,000千円	100,000千円

(重要な資産の取得)

第7条 予算第11条に定めた重要な資産の取得を、次のとおり改める。

区 分	種 類	名 称	数 量
追 加	医療機械	外科用内視鏡手術装置	1 式
		硬 性 内 視 鏡	1 式

令和5年6月21日提出

釧路市長 蝦名大也

令和5年度釧路市病院事業会計補正予算実施計画

収益の支出

支 出		(単位: 千円)				
款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 病院事業費	2 医業外費用		19,995,794	332	19,996,126	
			275,994	332	276,326	
		5 消費税及び地方消費税	16,490	332	16,822	消費税及び地方消費税

資本的收入及び支出

収 入		(単位: 千円)				
款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的收入	1 企業債		1,187,031	△ 264,200	922,831	
			1,184,200	△ 364,200	820,000	
		1 企業債	1,184,200	△ 364,200	820,000	院舎増改築費
	5 他会計負担金		0	100,000	100,000	
		1 他会計負担金	0	100,000	100,000	一般会計負担金

支 出

支 出		(単位: 千円)					
款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考	
1 資本的支出	1 建設改良費		2,089,215	△ 264,200	1,825,015		
			1,184,200	△ 264,200	920,000		
		1 院舎増改築費	484,200	△ 364,200	120,000	新棟建設等事業費 (7か年継続事業の初年度分)	△ 364,200
		2 資産購入費	700,000	100,000	800,000	医療機械等整備費	100,000

令和5年度釧路市病院事業予定キャッシュ・フロー計算書補正

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位 千円)

(間接法により作成)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益(△は損失)	△ 1,446,886
減価償却費	1,346,063
固定資産売却費	36,782
有形固定資産売却損益(△は益)	1
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△ 71,352
長期前受金戻入額	△ 167,931
修学資金給与費	30,344
長期前払消費税の増減額(△は増加)	20,890
受取利息及び受取配当金	△ 11
支払利息	114,880
未収金の増減額(△は増加)	869,593
貯蔵品の増減額(△は増加)	1,000
前払金の増減額(△は増加)	1,040
その他流動資産の増減額(△は増加)	1,007
未払金の増減額(△は減少)	△ 464,111
未払費用の増減額(△は減少)	4,122
預り金の増減額(△は減少)	5,748
小計	281,179
利息及び配当金の受取額	11
利息の支払額	△ 114,880
業務活動によるキャッシュ・フロー	166,310

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 836,364
有形固定資産の売却による収入	1
国庫補助金等の返還による支出	△ 300
一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入	100,000
修学資金の貸付による支出	△ 66,816
修学資金の返還による収入	2,829
基金の積立による支出	△ 10
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 800,660

3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
一時借入れによる収入	2,000,000
一時借入金の返済による支出	△ 2,000,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	820,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 837,889
寄附金による収入	1
財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 17,888</u>
4 資金減少額	652,238
5 資金期首残高	5,590,055
6 資金期末残高	<u>4,937,817</u>

正 補 書 調 査 関 連 費 続 続 経 営

区分	款	項	事業名	全 体 計 画			前年度末支生額	前年度末支生額(見込)	当該年度支生額	当該年度支生額	当該年度支生額	翌年度の支生額	継続の進捗	費額率			
				年度	年割額	左の財源内訳											
				千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	%				
変	1	1	資本的支出	新棟建設等事業	令5	364,200	0	0	364,200	—	—	—	—	—	1.2		
					令6	750,200	0	0	750,200	—	—	750,200	—	—	—	2.5	
					令7	2,850,400	0	0	2,850,400	—	—	—	2,850,400	—	—	9.5	
					令8	15,273,300	0	0	15,273,300	—	—	—	15,273,300	—	—	50.9	
					令9	6,070,000	0	0	6,070,000	—	—	—	6,070,000	—	—	20.2	
					令10	3,297,100	0	0	3,297,100	—	—	—	3,297,100	—	—	11.0	
					令11	464,900	0	0	464,900	—	—	—	464,900	—	—	1.6	
					令12	929,900	0	0	929,900	—	—	—	929,900	—	—	3.1	
					計	30,000,000	0	0	30,000,000	—	—	364,200	29,635,800	—	—	—	100.0
					令5	0	0	0	0	—	—	0	—	—	—	—	0.0
					令6	1,453,210	10	10	1,453,200	—	—	—	1,453,210	—	—	—	4.8
					令7	4,833,488	88	88	4,833,400	—	—	—	4,833,488	—	—	—	16.1
令8	19,752,973	73	73	19,752,900	—	—	—	19,752,973	—	—	—	65.8					
令9	2,173,292	92	92	2,173,200	—	—	—	2,173,292	—	—	—	7.3					
令10	633,369	69	69	633,300	—	—	—	633,369	—	—	—	2.1					
令11	1,153,668	68	68	1,153,600	—	—	—	1,153,668	—	—	—	3.9					
計	30,000,000	400	400	29,999,600	—	—	0	30,000,000	—	—	—	100.0					
				後													
				補正													
				更													
				前													
				補正													
				変													

令和5年度釧路市病院事業予定貸借対照表補正

(令和6年3月31日)

(単位 千円)

<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">資産の部</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>固定資産</td> <td style="text-align: right;">1,509,552</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">4,122</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額</td> <td style="text-align: right;">62,513</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産合計</td> <td style="text-align: right;"><u>1,509,552</u></td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td style="text-align: right;">441,479</td> </tr> <tr> <td>電話加入権</td> <td style="text-align: right;">83,081</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産合計</td> <td style="text-align: right;"><u>441,479</u></td> </tr> <tr> <td>投資その他の資産</td> <td style="text-align: right;">524,560</td> </tr> <tr> <td>長期貸付金</td> <td style="text-align: right;">5,231,583</td> </tr> <tr> <td>長期貸出金</td> <td style="text-align: right;"><u>△ 4,188,101</u></td> </tr> <tr> <td>長期前払消費税</td> <td style="text-align: right;">1,043,482</td> </tr> <tr> <td>投資その他の資産合計</td> <td style="text-align: right;"><u>1,043,482</u></td> </tr> <tr> <td>固定資産合計</td> <td style="text-align: right;"><u>3,211,609</u></td> </tr> <tr> <td>流動資産</td> <td style="text-align: right;">1,288,219</td> </tr> <tr> <td>現金</td> <td style="text-align: right;">48,420</td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td style="text-align: right;">18,368</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当品</td> <td style="text-align: right;">783</td> </tr> <tr> <td>貯蔵流動資産</td> <td style="text-align: right;">67,571</td> </tr> <tr> <td>その他の流動資産</td> <td style="text-align: right;">1,764,044</td> </tr> <tr> <td>流動資産合計</td> <td style="text-align: right;"><u>1,288,219</u></td> </tr> <tr> <td>固定負債</td> <td style="text-align: right;">1,831,615</td> </tr> <tr> <td>企業債</td> <td style="text-align: right;">3,119,834</td> </tr> <tr> <td>建設改良費等の財源に充てるための企業債</td> <td style="text-align: right;"><u>19,070,148</u></td> </tr> <tr> <td>流動負債</td> <td style="text-align: right;">11,695,223</td> </tr> <tr> <td>引当金</td> <td style="text-align: right;">8,332,239</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">3,362,984</td> </tr> <tr> <td>引当負債合計</td> <td style="text-align: right;"><u>11,695,223</u></td> </tr> <tr> <td>固定負債</td> <td style="text-align: right;">1,110,862</td> </tr> <tr> <td>企業債</td> <td style="text-align: right;">1,110,862</td> </tr> <tr> <td>建設改良費等の財源に充てるための企業債</td> <td style="text-align: right;"><u>1,110,862</u></td> </tr> </table>	資産の部		固定資産	1,509,552	有形固定資産	4,122	減価償却累計額	62,513	有形固定資産合計	<u>1,509,552</u>	無形固定資産	441,479	電話加入権	83,081	無形固定資産合計	<u>441,479</u>	投資その他の資産	524,560	長期貸付金	5,231,583	長期貸出金	<u>△ 4,188,101</u>	長期前払消費税	1,043,482	投資その他の資産合計	<u>1,043,482</u>	固定資産合計	<u>3,211,609</u>	流動資産	1,288,219	現金	48,420	預金	18,368	貸倒引当品	783	貯蔵流動資産	67,571	その他の流動資産	1,764,044	流動資産合計	<u>1,288,219</u>	固定負債	1,831,615	企業債	3,119,834	建設改良費等の財源に充てるための企業債	<u>19,070,148</u>	流動負債	11,695,223	引当金	8,332,239	退職給付引当金	3,362,984	引当負債合計	<u>11,695,223</u>	固定負債	1,110,862	企業債	1,110,862	建設改良費等の財源に充てるための企業債	<u>1,110,862</u>	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">負債の部</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>流動負債</td> <td style="text-align: right;">11,320,763</td> </tr> <tr> <td>現金</td> <td style="text-align: right;">4,937,817</td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td style="text-align: right;">2,691,311</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当品</td> <td style="text-align: right;">76,257</td> </tr> <tr> <td>貯蔵流動資産</td> <td style="text-align: right;">44,000</td> </tr> <tr> <td>その他の流動資産</td> <td style="text-align: right;"><u>7,749,385</u></td> </tr> <tr> <td>流動資産合計</td> <td style="text-align: right;"><u>19,070,148</u></td> </tr> <tr> <td>固定負債</td> <td style="text-align: right;">11,695,223</td> </tr> <tr> <td>企業債</td> <td style="text-align: right;">8,332,239</td> </tr> <tr> <td>建設改良費等の財源に充てるための企業債</td> <td style="text-align: right;">3,362,984</td> </tr> <tr> <td>流動負債</td> <td style="text-align: right;">11,695,223</td> </tr> <tr> <td>企業債</td> <td style="text-align: right;">1,110,862</td> </tr> <tr> <td>建設改良費等の財源に充てるための企業債</td> <td style="text-align: right;"><u>1,110,862</u></td> </tr> </table>	負債の部		流動負債	11,320,763	現金	4,937,817	預金	2,691,311	貸倒引当品	76,257	貯蔵流動資産	44,000	その他の流動資産	<u>7,749,385</u>	流動資産合計	<u>19,070,148</u>	固定負債	11,695,223	企業債	8,332,239	建設改良費等の財源に充てるための企業債	3,362,984	流動負債	11,695,223	企業債	1,110,862	建設改良費等の財源に充てるための企業債	<u>1,110,862</u>
資産の部																																																																																											
固定資産	1,509,552																																																																																										
有形固定資産	4,122																																																																																										
減価償却累計額	62,513																																																																																										
有形固定資産合計	<u>1,509,552</u>																																																																																										
無形固定資産	441,479																																																																																										
電話加入権	83,081																																																																																										
無形固定資産合計	<u>441,479</u>																																																																																										
投資その他の資産	524,560																																																																																										
長期貸付金	5,231,583																																																																																										
長期貸出金	<u>△ 4,188,101</u>																																																																																										
長期前払消費税	1,043,482																																																																																										
投資その他の資産合計	<u>1,043,482</u>																																																																																										
固定資産合計	<u>3,211,609</u>																																																																																										
流動資産	1,288,219																																																																																										
現金	48,420																																																																																										
預金	18,368																																																																																										
貸倒引当品	783																																																																																										
貯蔵流動資産	67,571																																																																																										
その他の流動資産	1,764,044																																																																																										
流動資産合計	<u>1,288,219</u>																																																																																										
固定負債	1,831,615																																																																																										
企業債	3,119,834																																																																																										
建設改良費等の財源に充てるための企業債	<u>19,070,148</u>																																																																																										
流動負債	11,695,223																																																																																										
引当金	8,332,239																																																																																										
退職給付引当金	3,362,984																																																																																										
引当負債合計	<u>11,695,223</u>																																																																																										
固定負債	1,110,862																																																																																										
企業債	1,110,862																																																																																										
建設改良費等の財源に充てるための企業債	<u>1,110,862</u>																																																																																										
負債の部																																																																																											
流動負債	11,320,763																																																																																										
現金	4,937,817																																																																																										
預金	2,691,311																																																																																										
貸倒引当品	76,257																																																																																										
貯蔵流動資産	44,000																																																																																										
その他の流動資産	<u>7,749,385</u>																																																																																										
流動資産合計	<u>19,070,148</u>																																																																																										
固定負債	11,695,223																																																																																										
企業債	8,332,239																																																																																										
建設改良費等の財源に充てるための企業債	3,362,984																																																																																										
流動負債	11,695,223																																																																																										
企業債	1,110,862																																																																																										
建設改良費等の財源に充てるための企業債	<u>1,110,862</u>																																																																																										

I 重要な会計方針

- 1 たな卸資産の評価基準及び評価方法
貯蔵品 先入先出法による原価法
- 2 固定資産の減価償却の方法
(1) 有形固定資産(リース資産を除く)
・減価償却の方法
定額法による。
・主な耐用年数
建物 10～47年
構築物 10～50年
器械備品 4～10年
車両 6年
- (2) リース資産
・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用している。
・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法による。
- 3 引当金の計上方法
(1) 貸倒引当金
債権の不納欠損による損失に備えるため、当事業年度末における回収不能見込み額を計上している。
(2) 退職給付引当金
職員の退職手当の支給に備えるため、当事業年度末における退職手当の要支給額に相当する金額を計上している。高等看護学院については、一般会計がその全部を負担することとなっているため、計上していない。
(3) 賞与引当金
職員の期末・勤労手当の支給に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額を計上している。高等看護学院については、一般会計がその全部を負担することとなっているため、計上していない。
(4) 法定福利費引当金
職員の期末・勤労手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当事業年度末における支出見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額を計上している。高等看護学院については、一般会計がその全部を負担することとなっているため、計上していない。
- 4 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。なお、控除対象外消費税等については、当事業年度の費用として処理している。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等については、長期前払消費税勘定に計上し、償却を行っている。

II 予定貸借対照表等関連

- 1 企業債の償還に係る他会計の負担
貸借対照表に計上されている企業債(当事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものを含む。)のうち、「病院事業に対する繰出基準」に基づき、一般会計が負担すると見込まれる額は4,721,551千円である。

III セグメント情報の開示

- 1 報告セグメントの概要
釧路市病院事業会計は、市立釧路総合病院及び高等看護学院を運営していることから、この2つを報告セグメントとしている。
なお、各報告セグメントに属する事業の内容は以下のとおりである。

事業区分	事業の内容
市立釧路総合病院	病院
高等看護学院	看護師養成

報告セグメントごとの営業収益等

前年度(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

	市立釧路総合病院	高等看護学院	合計
医療収益	15,810,169	0	15,810,169
医療費用	17,859,882	0	17,859,882
医療損益	△ 2,049,713	0	△ 2,049,713
経常損益	223,793	1,336	225,129
セグメント資産	21,128,746	0	21,128,746
セグメント負債	16,562,027	0	16,562,027
その他の項目			
他会計繰入金	1,412,343	66,028	1,478,371
減価償却費	1,227,833	0	1,227,833
特別利益	101,370	0	101,370
特別損失	153,775	0	153,775
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	517,344	0	517,344

当年度(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)

	市立釧路総合病院	高等看護学院	合計
セグメント資産	19,070,148	0	19,070,148
セグメント負債	15,950,314	0	15,950,314
その他の項目			
他会計繰入金	1,380,000	76,155	1,456,155
減価償却費	1,346,063	0	1,346,063
特別利益	120,001	0	120,001
特別損失	198,209	0	198,209
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	△ 546,483	0	△ 546,483

IV その他

- 1 貸倒引当金の取り崩し
当事業年度において、不納欠損処分をするため貸倒引当金9,295千円を取り崩す。
- 2 退職給付引当金の取り崩し
当事業年度において、退職手当を支給するため退職給付引当金386,504千円を取り崩す。
- 3 賞与引当金、法定福利費引当金の取り崩し
当事業年度において、期末・勤労手当を支給するため賞与引当金441,479千円を取り崩し、これに係る法定福利費引当金83,081千円を取り崩す。

議案第58号

令和5年度釧路市水道事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和5年度釧路市水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入)

第2条 令和5年度釧路市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入の予定額を、次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収入			
第1款 水道事業収益	5,536,859千円	8,596千円	5,545,455千円
第2項 営業外収益	673,287千円	8,596千円	681,883千円

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中「3,012,137千円」を「3,031,102千円」に、「459,887千円」を「468,483千円」に、「1,955,815千円」を「1,954,147千円」に、「373,219千円」を「388,472千円」に、「223,216千円」を「220,000千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収入			
第1款 資本的収入	5,735,580千円	87,818千円	5,823,398千円
第1項 企業債	4,321,000千円	75,600千円	4,396,600千円
第5項 国庫補助金	1,264,520千円	12,218千円	1,276,738千円
支出			
第1款 資本的支出	8,747,717千円	106,783千円	8,854,500千円

第1項 建設改良費 7,148,940千円 106,783千円 7,255,723千円

(継続費)

第4条 既定の継続費の総額及び年割額を、次のとおり補正する。

区分	款	項	事業名	総額	年度	年割額	
変更	補正前	1	1	愛国浄水場浄水施設 土木・建築	10,722,887	千円	
						平成29	237,600
						平成30	1,977,750
						令和元	1,699,898
						令和2	950,938
						令和3	1,420,140
						令和4	1,103,794
	補正後	1	1	愛国浄水場浄水施設 土木・建築	10,945,285	千円	
						平成29	237,600
						平成30	1,977,750
						令和元	1,699,898
						令和2	950,938
						令和3	1,420,140
						令和4	1,103,794
令和5	1,797,794						
令和6	1,534,973						
令和6	1,757,371						

(債務負担行為)

第5条 既定の債務負担行為をすることができる限度額を、次のとおり補正する。

区分	事項	期間	限度額
変更	愛国浄水場浄水施設	平成27年度から 令和27年度まで	11,787,000千円
	更新事業費		14,129,023千円
更新	配水管整備事業費	令和5年度から	1,036,211千円
		令和6年度まで	1,165,387千円

(企業債)

第6条 予算第6条に定めた起債の限度額を、次のとおり補正する。

区分	起債の目的	限度額		
		既決予定額	補正予定額	計
変更	上水道配水管 整備事業費	千円 1,308,100	千円 75,600	千円 1,383,700
		計	4,321,000	75,600

令和5年6月21日提出

釧路市長 蝦名大也

令和5年度釧路市水道事業会計補正予算実施計画

収益的收入

収入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備	考
1	水道事業収益						
	2	営業外収益	5,536,859	8,596	5,545,455		
			673,287	8,596	681,883		
		6	201,038	8,596	209,634	消費税及び地方消費税還付金	8,596

資本的收入及び支出

収入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備	考
1	資本的收入						
	1	企業債	5,735,580	87,818	5,823,398		
			4,321,000	75,600	4,396,600		
		1	4,321,000	75,600	4,396,600	上水道配水管整備事業費	75,600
	5	国庫補助金	1,264,520	12,218	1,276,738		
		1	1,264,520	12,218	1,276,738	老朽配水管更新	12,218

支出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備	考
1	資本の支出						
	1	建設改良費	8,747,717	106,783	8,854,500		
			7,148,940	106,783	7,255,723		
		3	2,021,532	106,783	2,128,315	配水管更新等 (φ50～φ600)	106,783

令和5年度釧路市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書補正

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位 千円)

(間接法により作成)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー		
当年度純利益	336,510	
減価償却費	2,112,167	
固定資産除却費	103,231	
退職給付引当金の増減額(△は減少)	42,314	
賞与引当金の増減額(△は減少)	3,727	
法定福利費引当金の増減額(△は減少)	△ 93	
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△ 12,554	
長期前受金戻入額	△ 263,716	
資本費繰入収益	△ 174,693	
受取利息及び配当金	△ 163	
支払利息	249,408	
未収金の増減額(△は増加)	△ 128,362	
未払金の増減額(△は減少)	△ 96,073	
その他流動資産の増減額(△は増加)	5,834	
小計	2,177,537	
利息及び配当金の受取額	163	
利息の支払額	△ 249,408	
業務活動によるキャッシュ・フロー		1,928,292
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△ 6,802,301	
国庫補助金等による収入	331,016	
一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入	219,501	
投資活動によるキャッシュ・フロー		△ 6,251,784
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
一時借入れによる収入	1,000,000	
一時借入金の返済による支出	△ 1,000,000	
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	4,396,600	
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 1,598,777	
一般会計からの出資金による収入	100,000	
財務活動によるキャッシュ・フロー		2,897,823
4 資金減少額		1,425,669
5 資金期首残高		3,770,427
6 資金期末残高		2,344,758

正 補 書 調 査 関 係 費 統 続 繼

区分	款	項	事業名	全 体 計 画				前年度の支払義務発生額	前年度までの支払義務発生額(見込)	当該年度支生額	当該年度までの支払義務発生額	翌年度以降の支生予定額	継続の進捗	費額に対する率
				年度	年割額	左	の							
				企業債	出資金	国庫補助金	損益勘定留保資金	千円	千円	千円	千円	千円	%	
				170,900	0	23,922	42,778	237,600	237,600	237,600	—	—	2.2	
				1,193,800	0	450,200	333,750	1,977,750	1,977,750	1,977,750	—	—	18.4	
	1	1		768,100	343,000	393,800	194,998	1,699,898	1,699,898	1,699,898	—	—	15.9	
				328,700	324,000	216,000	82,238	950,938	950,938	950,938	—	—	8.9	
			愛国浄水場 浄水・構築 土木・建築	584,900	362,000	327,000	146,240	1,420,140	1,420,140	1,420,140	—	—	13.2	
				679,900	0	253,800	170,094	1,103,794	1,103,794	1,103,794	—	—	10.3	
				1,112,100	100,000	407,600	178,094	1,797,794	1,797,794	1,797,794	—	—	16.8	
				945,500	150,000	353,000	86,473	1,534,973	1,534,973	—	1,534,973	—	14.3	
				5,783,900	1,279,000	2,425,322	1,234,665	6,286,326	6,286,326	9,187,914	1,534,973	1,534,973	100.0	
				10,722,887	1,279,000	2,425,322	1,234,665	6,286,326	6,286,326	9,187,914	1,534,973	1,534,973	100.0	

区分	款	項	事業名	全 体 計 画					前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額(見込)	当該年度末までの支払義務発生額	当該年度末までの支払義務発生額	翌年度以降の支払義務発生額	継続総額に対する対抄率		
				年度	年割額	左	の	計							画	内
				企業債	出資金	国庫補助金	損益勘定留保資金	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	%	
				170,900	0	23,922	42,778	237,600	237,600	237,600	237,600	—	—	—	2.2	
				1,193,800	0	450,200	333,750	1,977,750	1,977,750	1,977,750	1,977,750	—	—	—	18.1	
		1		768,100	343,000	393,800	194,998	1,699,898	1,699,898	1,699,898	1,699,898	—	—	—	15.5	
				328,700	324,000	216,000	82,238	950,938	950,938	950,938	950,938	—	—	—	8.7	
			愛国浄水場施設改良費	584,900	362,000	327,000	146,240	1,420,140	1,420,140	1,420,140	1,420,140	—	—	—	13.0	
			愛国浄水場施設改良費	679,900	0	253,800	170,094	1,103,794	1,103,794	1,103,794	1,103,794	—	—	—	10.0	
				1,112,100	100,000	407,600	178,094	1,797,794	1,797,794	1,797,794	1,801,774	1,801,774	—	—	—	16.5
				952,000	280,000	404,800	120,571	1,757,371	1,757,371	1,757,371	1,757,371	—	1,757,371	—	—	16.0
				5,790,400	1,409,000	2,477,122	1,268,763	10,945,285	10,945,285	10,945,285	10,945,285	1,801,774	9,187,914	1,757,371	—	100.0
			変 更													

正 補 書 調 査 関 係 行 為 担 負 債 務

区 分	事 項	限 度 額	負 担 額	前 年 度 支 出 見 込 義 務 額	前 年 度 支 出 見 込 義 務 額	当 該 年 度 支 出 見 込 義 務 額	左 の 財 源 内 訳			左 の 財 源 内 訳			降 義 務 定 額	
							企 業 債	国 庫 補 助 金	給 付 金 等	企 業 債	出 資 金	国 庫 補 助 金		給 付 金 等
補 正 前	愛 国 浄 水 場 浄 水 施 設 更 新 事 業 費	11,787,000	11,787,000	3,049,441	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円
		14,129,023	14,129,023	3,049,521	1,670,598	1,253,000	417,500	98	1,972,000	0	658,400	4,436,561		
補 正 後														
補 正 前	配 水 管 整 備 事 業 費	1,036,211	1,025,387	-	648,604	385,900	166,180	96,524	239,800		76,993	59,990		
		1,165,387	1,165,387	-	755,387	461,500	178,398	115,489	258,600	0	86,639	64,761		
補 正 後														
補 正 前	合 計	15,184,138	15,072,659	3,961,928	2,836,546	1,763,200	583,680	489,666	2,432,800	0	787,162	5,054,223		
		17,655,337	17,554,682	3,962,008	2,943,329	1,838,800	595,898	508,631	2,452,700	1,770,000	1,332,408	5,094,237		
補 正 後														

令和5年度釧路市水道事業予定貸借対照表補正

(令和6年3月31日)

(単位 千円)

資産の部	負債の部	流動負債	資本の部
固定資産		企業債	
有形固定資産	98,486,646	建設改良費等の財源に充てるための企業債	1,594,274
減価償却累計額	△ 43,439,788	企業債合計	1,594,274
有形固定資産合計	55,046,858	未引当金	1,594,274
無形固定資産	2,689	賞与引当金	41,104
電話加入権		法定福利費引当金	7,508
無形固定資産合計	2,689	引当金合計	48,612
投資その他の資産	1,350	預り金	211,500
投資有価証券	3,027	流動負債合計	3,482,671
出資			
投資その他の資産合計	4,377		
固定資産合計	55,053,924		
流動資産		繰延税金	
現金預金	2,344,758	長期前受金	15,915,077
収入引当金	1,732,435	収益化累計額	△ 6,606,743
貸倒引当金	△ 48,900	繰延収益合計	9,308,334
貯蔵品	200,545	負債合計	37,504,062
流動資産合計	4,228,838		
資産合計	59,282,762		
		資本	17,961,405
固定負債		剰余金	
企業債		資本剰余金	
建設改良費等の財源に充てるための企業債	24,214,696	本剰余金	11,727
企業債合計	24,214,696	受贈財産評価額	18,500
引当金		寄附資本剰余金合計	30,227
退職給付引当金	498,361		
引当金合計	498,361	利益剰余金	
固定負債合計	24,713,057	減債積立金	98,858
		建設改良積立金	650,000
		当年度未処分利益剰余金	3,038,210
		利益剰余金合計	3,817,295
		剰余金合計	21,778,700
		資本合計	59,282,762
		負債資本合計	

I 重要な会計方針

- 1 有価証券の評価基準及び評価方法
 その他有価証券 移動平均法による原価法
- 2 たな卸資産の評価基準及び評価方法
 貯蔵品 先入先出法による原価法
- 3 固定資産の減価償却の方法
 (1) 有形固定資産
 ・減価償却の方法
 定額法による。
 ・主な耐用年数
 建物 10～50年
 構築物 10～58年
 機械及び装置 8～17年
 車両運搬具 3～6年
 工具、器具及び備品 3～15年
 (2) 無形固定資産
 ・減価償却の方法
 定額法による。
- 4 引当金の計上方法
 (1) 貸倒引当金
 債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率等による回収不能見込み額を計上している。
 (2) 退職給付引当金
 職員の退職手当の支給に備えるため、当事業年度末における退職手当の要支給額に相当する金額を計上している。
 (3) 賞与引当金
 職員の期末・勤続手当の支給に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額を計上している。
 (4) 法定福利費引当金
 職員の期末・勤続手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当事業年度末における支出見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額を計上している。
- 5 消費税等の会計処理
 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

II

- 1 企業債の償還に係る他会計の負担
 貸借対照表に計上されている企業債(当事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。)のうち、「水道事業に対する繰出基準」に基づき、一般会計が負担すると見込まれる額は802,512千円である。

III セグメント情報の開示

- 1 報告セグメントの概要
 鉚路市水道事業会計は、上水道事業及び簡易水道事業を運営していることから、この2つを報告セグメントとしている。
 なお、各報告セグメントに属する事業の内容は以下のとおりである。
- | 事業区分 | 事業の内容 |
|--------|-------------------------------------------------------------------------|
| 上水道事業 | 水道事業のうち、簡易水道事業以外の、計画給水人口が5,000人を超える水道事業。鉚路市街地区の水道事業(鉚路町域を含む。) |
| 簡易水道事業 | 計画給水人口が5,000人以下の水道事業。計画給水人口の規模が小さいもの。山花・阿寒・飽別・阿寒湖畔・音別簡易水道事業(二俣飲用水事業含む。) |

2 報告セグメントごとの営業収益等
 前年度(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

	上水道事業	簡易水道事業	合計
営業収益	3,690,691	233,231	3,923,922
営業費用	3,575,866	375,882	3,951,748
営業損益	114,825	△ 142,651	△ 27,826
経常損益	695,236	61,476	756,712
セグメント資産	51,911,638	3,362,768	55,274,406
セグメント負債	31,044,967	2,887,249	33,932,216
その他の項目			
他会計繰入金	635,612	226,475	862,087
減価償却費	1,857,205	208,962	2,066,167
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	2,050,821	△ 174,110	1,876,711

当年度(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)

	上水道事業	簡易水道事業	合計
セグメント資産	56,103,331	3,179,431	59,282,762
セグメント負債	34,836,398	2,667,664	37,504,062
その他の項目			
他会計繰入金	79,262	198,389	277,651
減価償却費	1,903,380	208,787	2,112,167
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	4,574,527	△ 115,854	4,458,673

IV リース契約により使用する固定資産

- 1 所有権移転外ファイナンス・リース取引
 通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。
 未経過リース料相当額
 1年内 14,573千円
 1年超 20,767千円
 計 35,340千円

V その他

- 1 貸倒引当金の取り崩し
当事業年度において、不納欠損処分をするため貸倒引当金9,877千円を取り崩す。
- 2 賞与引当金、法定福利費引当金の取り崩し
当事業年度において、期末・勤勉手当を支給するため賞与引当金37,377千円を取り崩し、これに係る法定福利費引当金7,601千円を取り崩す。

議案第 59 号

釧路市税条例の一部を改正する条例

釧路市税条例（平成 17 年釧路市条例第 75 号）の一部を次のように改正する。

第 33 条の 7 第 1 項中「法第 314 条の 7 第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる寄附金又は」を削り、「同項」を「法第 314 条の 7 第 1 項」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 法第 314 条の 7 第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる寄附金
- (2) 所得税法第 78 条第 2 項第 2 号及び第 3 号に掲げる寄附金（同条第 3 項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 41 条の 18 の 2 第 2 項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除く。）のうち、次に掲げるもの（前号に該当する寄附金を除く。）

ア 市内に主たる事務所又は事業所を有する法人又は団体に対するもの

イ 所得税法第 78 条第 3 項に規定する特定公益信託（道知事又は北海道教育委員会の所管に属するもので、主たる受益の範囲が市の区域内であるものに限る。）の信託財産とするために支出した金銭

第 33 条の 9 第 2 項中「又は」の次に「当該控除することができなかった金額のうち法第 314 条の 9 第 2 項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第 36 条の 3 の 2 第 5 項中「第 3 項」を「第 4 項」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項中「第 2 項」を「第 3 項」に改め、同項を同条第 5 項

とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第38条第1項中「によって」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第41条中「及び道民税額」を「、個人の道民税額及び森林環境税額」に、「によって」を「により」に改める。

第44条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第3項、第5項及び第6項中「によって」を「により」に改める。

第47条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適

用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第47条の2第1項中「によって徴収することが」を「により徴収することが」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。）」を加え、「によって徴収する場合」を「により徴収する場合」に、「によって徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第2号及び同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第47条の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第81条第1号エ中「及び」を「、」に改め、「3輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附則第10条の2に次の1項を加える。

23 法附則第15条の9の3第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第10条の3中第11項を第12項とし、第10項を第11項とし、第9項の次に次の1項を加える。

10 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3か月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲

げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3か月を経過した後に申告書を提出する場合には、3か月以内に提出することができなかつた理由

附則第15条の2第4項及び第16条の2第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第81条第1号エの改正規定及び附則第3条第1項の規定（この条例による改正後の釧路市税条例（以下「新条例」という。）附則第16条の2第3項に係る部分を除く。） 令和5年7月1日
- (2) 第33条の9第2項及び第38条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第41条、第44条、第47条、第47条の2及び第47条の6の改正規定並びに附則第15条の2第4項及び第16条の2第3項の改正規定並びに次条第2項並びに附則第3条第1項（新条例附則第16条の2第3項に係る部分に限る。）及び第2項の規定 令和6年1月1日
- (3) 第36条の3の2の改正規定及び次条第3項の規定 令和7年1月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 新条例第33条の7第1項（同項第2号に掲げる寄附金に係る部分に限る。）の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和5年1月1日以

後に支出する同号に掲げる寄附金について適用し、当該納税義務者が同日前に支出したこの条例による改正前の釧路市税条例第33条の7第1項に規定する寄附金については、なお従前の例による。

2 前条第2号に掲げる規定による改正後の釧路市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第36条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき釧路市税条例第36条の3の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 新条例第81条第1号エ及び附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第15条の2第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

令和5年6月21日提出

釧路市長 蝦名大也

（説明）

地方税法の一部改正等に伴い、所要の改正及び規定の整備をいたしたく、本案を提出するものである。

なお、主な改正点は、次のとおりである。

1 個人の市民税関係

- (1) 個人市民税の寄附金税額控除の適用対象に、市内に事務所又は事業所を有する公立大学法人等に対する寄附金等を追加すること。（第33条の7関係）
- (2) 令和6年度から森林環境税を個人市民税の均等割と併せて賦課徴収すること等に伴う規定の整備をすること。（第33条の9、第38条、第41条、第44条、第47条、第47条の2、第47条の6関係）
- (3) 給与所得者の扶養親族等申告書について、記載すべき事項がその年の前年の申告内容と異動がない場合には、記載すべき事項に代えて異動がない旨を記載した申告書を提出することができることとする。（第36条の3の2関係）

2 固定資産税関係

修繕等を含む一定の大規模な工事が行われたマンションに係る固定資産税の減額措置について、市が定める固定資産税額の減額割合を3分の1とすること。（附則第10条の2関係）

3 軽自動車税関係

- (1) 特定小型原動機付自転車に係る種別割の税率を2,000円とすること。（第81条関係）
- (2) 自動車メーカー等の不正行為に起因して環境性能割又は種別割に不足額が発生した場合において、当該自動車メーカー等が納付すべき環境性能割又は種別割の額に加算する金額の割合を当該不足額の100分の35とすること。（附則第15条の2、附則第16条の2関係）

4 その他引用条項等の規定の整備をすること。

議案第60号

釧路市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の
一部を改正する条例

釧路市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年
釧路市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年6月21日提出

釧路市長 蝦名大也

（説明）

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の
規定の整備をいたしたく、本案を提出するものである。

議案第 6 1 号

釧路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

釧路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成 2 6 年釧路市条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 1 項第 4 号及び第 4 4 条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 5 年 6 月 2 1 日提出

釧路市長 蝦 名 大 也

（説明）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備をいたしたく、本案を提出するものである。

議案第 6 2 号

釧路市火災予防条例の一部を改正する条例

釧路市火災予防条例（平成 1 7 年釧路市条例第 2 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条の 2 第 1 項各号列記以外の部分を次のように改める。

急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力 2 0 キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含む。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

第 1 3 条の 2 第 1 項第 1 号ただし書中「不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは」を「次に掲げるものにあつては」に改め、同号に次のように加える。

ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

イ 分離型のものにあつては、充電ポスト

第 1 3 条の 2 第 1 項第 2 号に次のただし書を加える。

ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。

第 1 3 条の 2 第 1 項第 6 号中「急速充電設備」を「コネクタ」に改め、同項第 7 号中「急速充電設備と電気自動車等の接続部に」を「コネクタが電気自動車等に接続され、」に、「接続部が」を「コネクタが当該電気自

動車等から」に改め、同項第 1 1 号中「緊急停止させることができる措置を講ずる」を「緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたとときに、速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め、同項第 1 2 号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め、同項第 1 3 号中「（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）」を削り、同項第 1 6 号中「当該蓄電池」の次に「（主として保安のために設けるものを除く。）」を加え、同項中第 1 8 号を第 1 9 号とし、第 1 7 号を第 1 8 号とし、第 1 6 号の次に次の 1 号を加える。

(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。

第 2 7 条第 3 項を削り、同条第 4 項第 2 号中「併せて図記号による標識を設けるときは、別表第 7 に定めるものとしなければならない」を「健康増進法（平成 1 4 年法律第 1 0 3 号）第 3 3 条第 2 項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においては、この限りでない」に改め、同項を同条第 3 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

4 第 2 項又は前項第 2 号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第 7 0 1 0 号又は日本産業規格 Z 8 2 1 0 に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第 7 0 0 1 号又は日本産業規格 Z 8 2 1 0 に適合するものとしなければならない。

第 2 7 条第 5 項中「前項第 2 号」を「第 3 項第 2 号」に改める。

別表第 4 から別表第 7 までを次のように改める。

別表第 4 から別表第 7 まで 削除

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 3 条の 2 第 1 項の改

正規定及び次項の規定は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第13条の2第1項の改正規定の施行の際、現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の釧路市火災予防条例（以下「新条例」という。）第13条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。
- 3 新条例第27条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」とする。
- 4 この条例の施行の際、現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第27条第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、同条第4項の規定に適合しないものについては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

令和5年6月21日提出

釧路市長 蝦名大也

(説明)

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正等に伴い、急速充電設備として取り扱う設備の範囲及び当該設備に係る火災予防上必要な措置等について所要の改正をいたしたく、本案を提出するものである。

議案第63号

財産の無償譲渡の件

市は、次のとおり財産を無償譲渡する。

記

1 譲渡財産の表示

- | | |
|-----------|------------------|
| (1) 種類 | 建物 |
| (2) 所在地 | 釧路市音別町中園1丁目48番地1 |
| (3) 構造 | 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建 |
| (4) 延べ床面積 | 299.39平方メートル |

2 譲渡の相手方

釧路市音別町川東1丁目200番地1
社会福祉法人音別憩いの郷
理事長 野澤和夫

令和5年6月21日提出

釧路市長 蝦名大也

(説明)

旧釧路市音別町認知症高齢者グループホームの建物を無償譲渡することに関し、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき議決を得たく、本案を提出するものである。

(参考)

地方自治法抜粋

(議決事件)

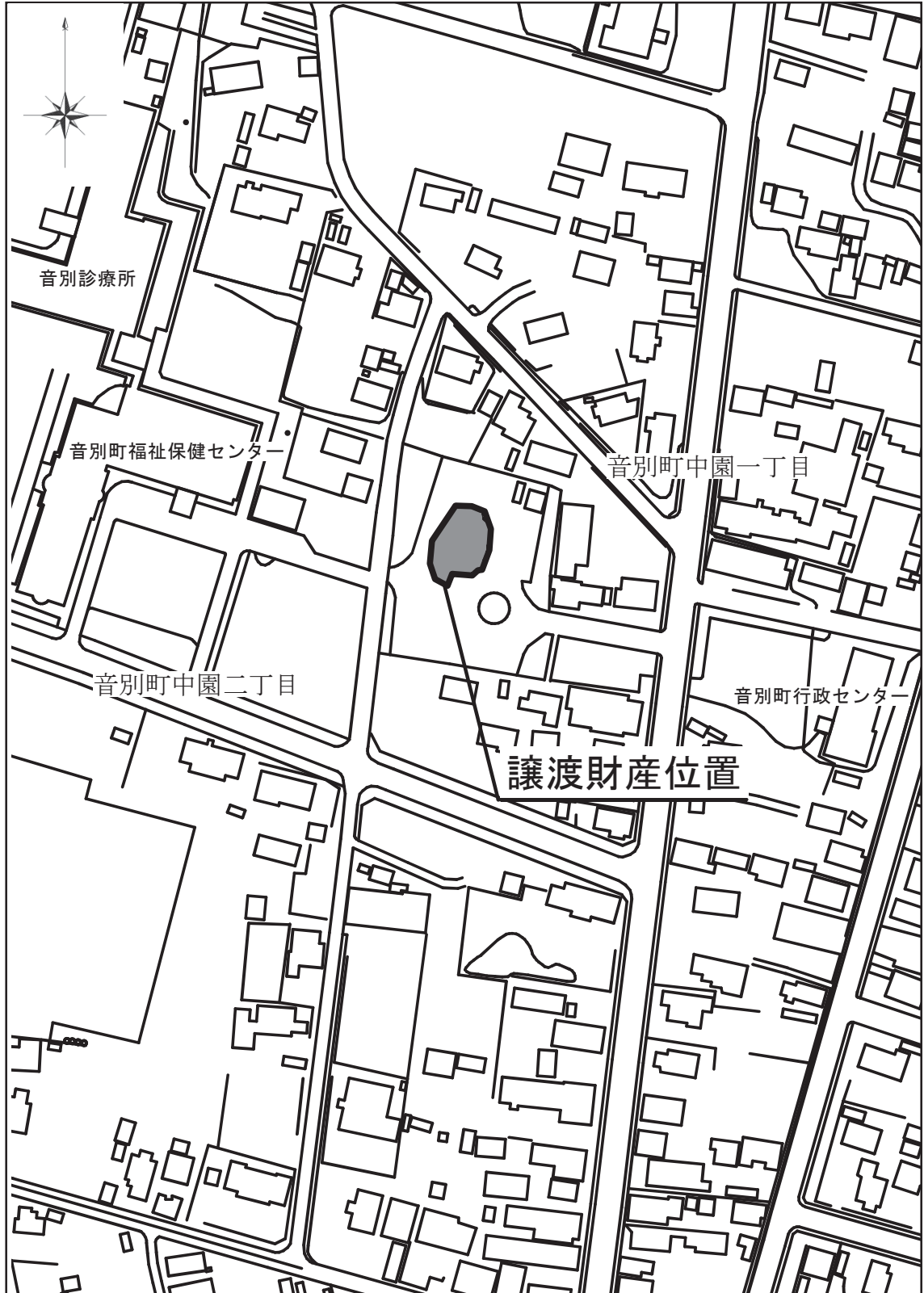
第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1～5号 略)

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若し

くは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。
(以下 略)

位置図



議案第64号

財 産 取 得 の 件

市は、次のとおり財産を取得する。

記

1	取得する財産の表示	除雪グレーダ	1台
2	取得金額	37,950,000円	
3	契約の方法	指名競争入札	
4	取得先	釧路市星が浦南2丁目2番7号 コマツ道東株式会社釧路支店 支店長 村上文人	

令和5年6月21日提出

釧路市長 蝦名大也

(説明)

除雪グレーダの取得に関し、釧路市財産条例第2条の規定に基づき議決を得たく、本案を提出するものである。

なお、車両の仕様概要は、次のとおりである。

1	形式	除雪グレーダ (3.7 m級)	
2	車両本体	総重量	18,655 kg
		外形寸法	全長 9,510 mm
			全幅 2,420 mm
			全高 3,410 mm
		ブレード寸法	長さ 3,710 mm
			高さ 545 mm
			厚さ 19 mm

3 スカリファイア装置

3 段調整式

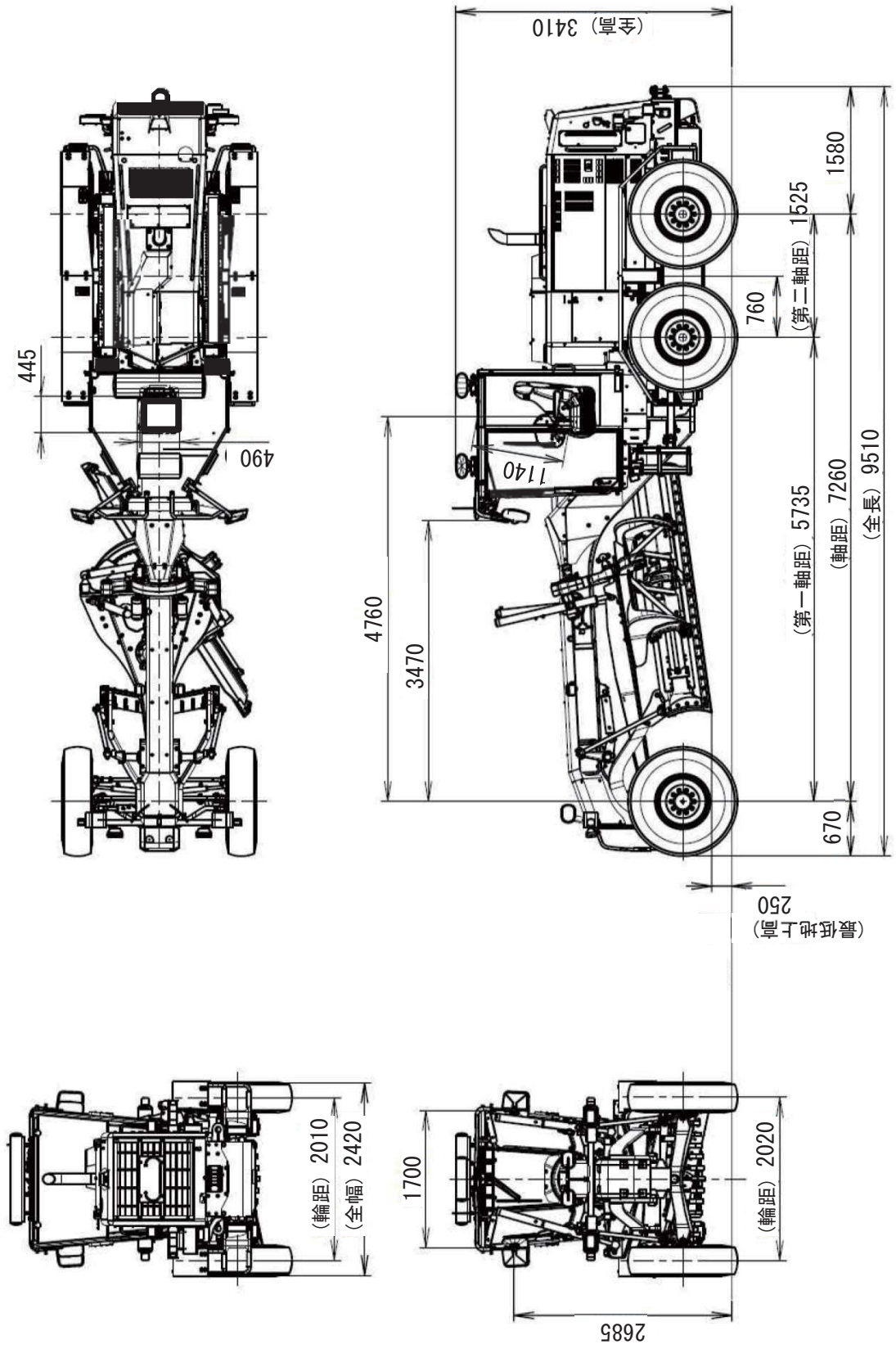
(参考)

釧路市財産条例抜粋

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第2条 法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならぬ財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産(土地については1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)若しくは動産の買入れ若しくは売払い又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

除雪グラレーダ 車体外観図



議案第65号

工事請負契約の締結に関する件

第8魚揚場建築主体工事に関し、次により請負契約を締結する。

記

- | | | |
|---|--------|-----------------------------------------------------------------|
| 1 | 契約の目的 | 第8魚揚場建築主体工事 |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契約金額 | 1,328,800,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 釧路市住之江町12番17号
村井・坂野・北東特定共同企業体
代表者 村井建設株式会社
代表取締役 村井 順一 |
| 5 | 工期 | 契約の日から令和6年11月29日まで |

令和5年6月21日提出

釧路市長 蝦名大也

(説明)

第8魚揚場建築主体工事に関し、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により議決を得たく、本案を提出するものである。

なお、工事の概要は、次のとおりである。

1 建築工事

鉄筋コンクリート造平家建

延べ面積 3,390.99㎡

荷捌室、風除室、記帳室、買受人控室、サニタリー、便所、多目的便所、機械室

2 建築位置 釧路市浜町22番のうち、27番のうち、74番のうち

3 別途工事 電気設備工事、管設備工事、清浄海水供給設備工事

(参考)

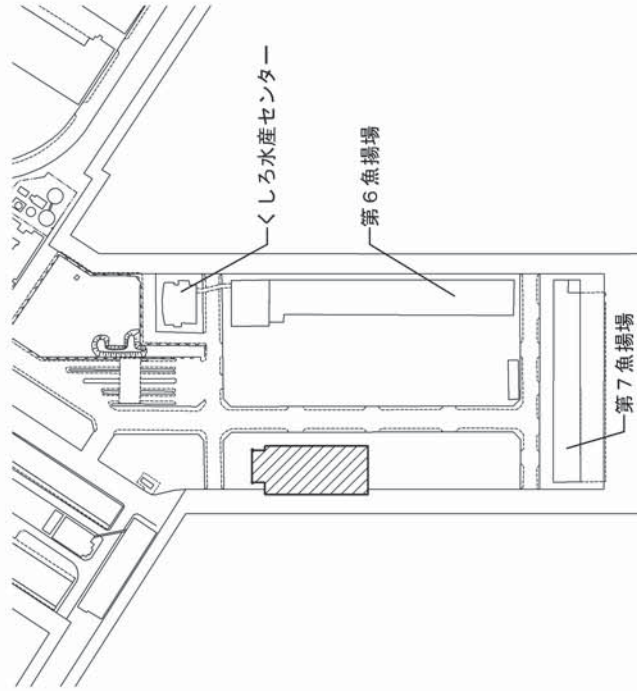
議会の議決に付すべき契約に関する条例抜粋

(議会の議決)

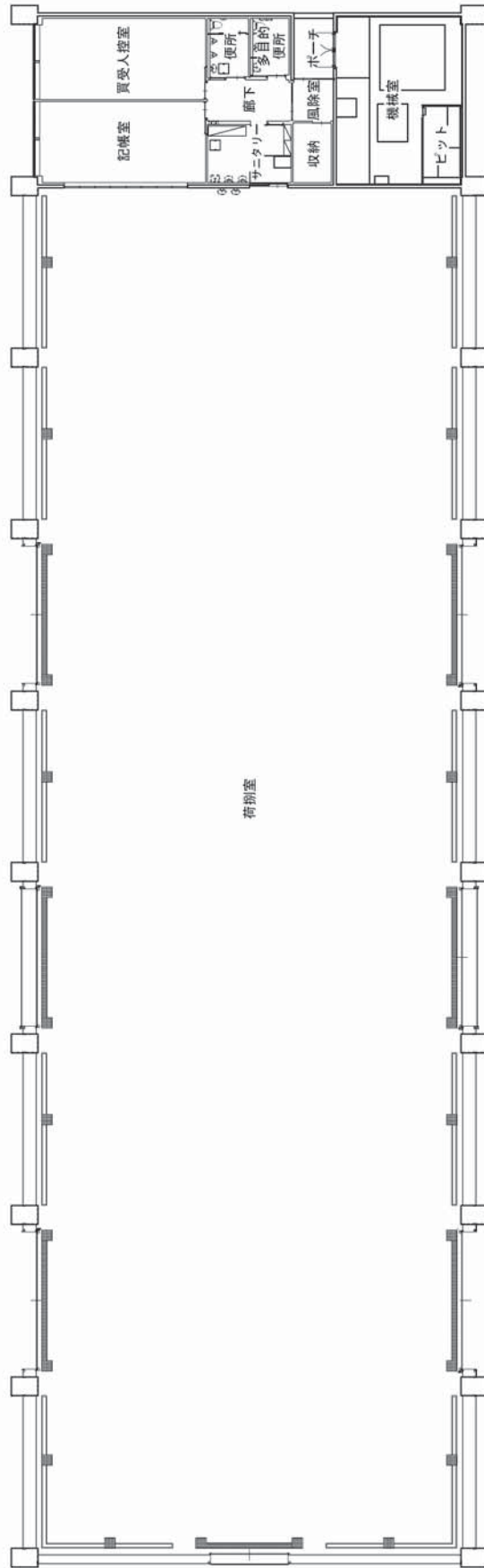
第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。



付近見取図



配置図



平面図

第8魚揚場建築主体工事

議案第66号

工事請負契約の締結に関する件

令和5年度堀川団地B棟公営住宅建築主体工事に関し、次により請負契約を締結する。

記

- | | | |
|---|--------|---------------------------------------------------------------|
| 1 | 契約の目的 | 令和5年度堀川団地B棟公営住宅建築主体工事 |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契約金額 | 987,800,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 釧路市春採6丁目1番5号
宮脇・向陽・浅利特定共同企業体
代表者 宮脇土建株式会社
代表取締役 濁沼英一 |
| 5 | 工期 | 契約の日から令和7年9月26日まで |

令和5年6月21日提出

釧路市長 蝦名大也

(説明)

令和5年度堀川団地B棟公営住宅建築主体工事に関し、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により議決を得たく、本案を提出するものである。

なお、工事の概要は、次のとおりである。

1 建築工事

鉄筋コンクリート造5階建

1棟50戸(2DK25戸、2LDK20戸、3LDK5戸)

建築面積 823.01㎡

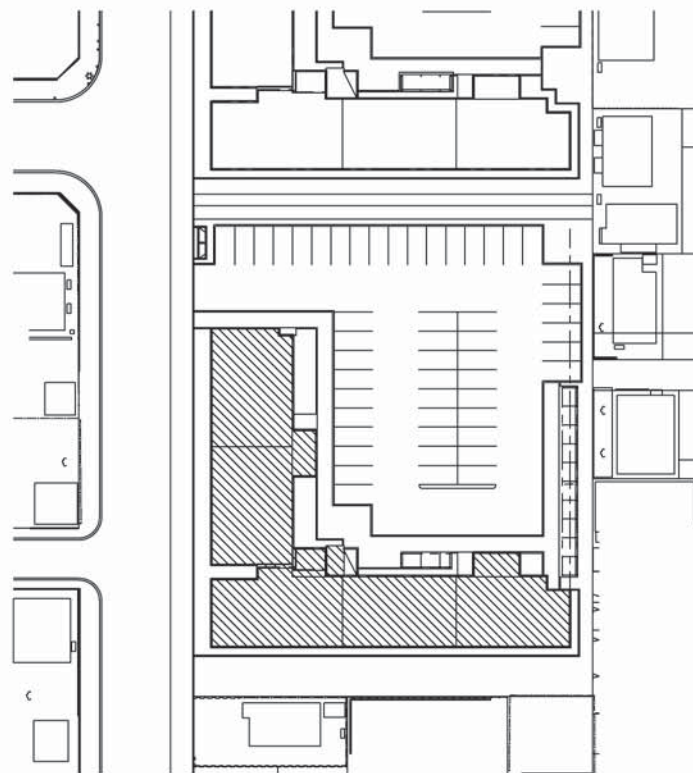
延べ面積 3, 746.45 m²

2 建築位置 釧路市堀川町3番2のうち

3 別途工事 電気設備工事、管設備工事、外構工事

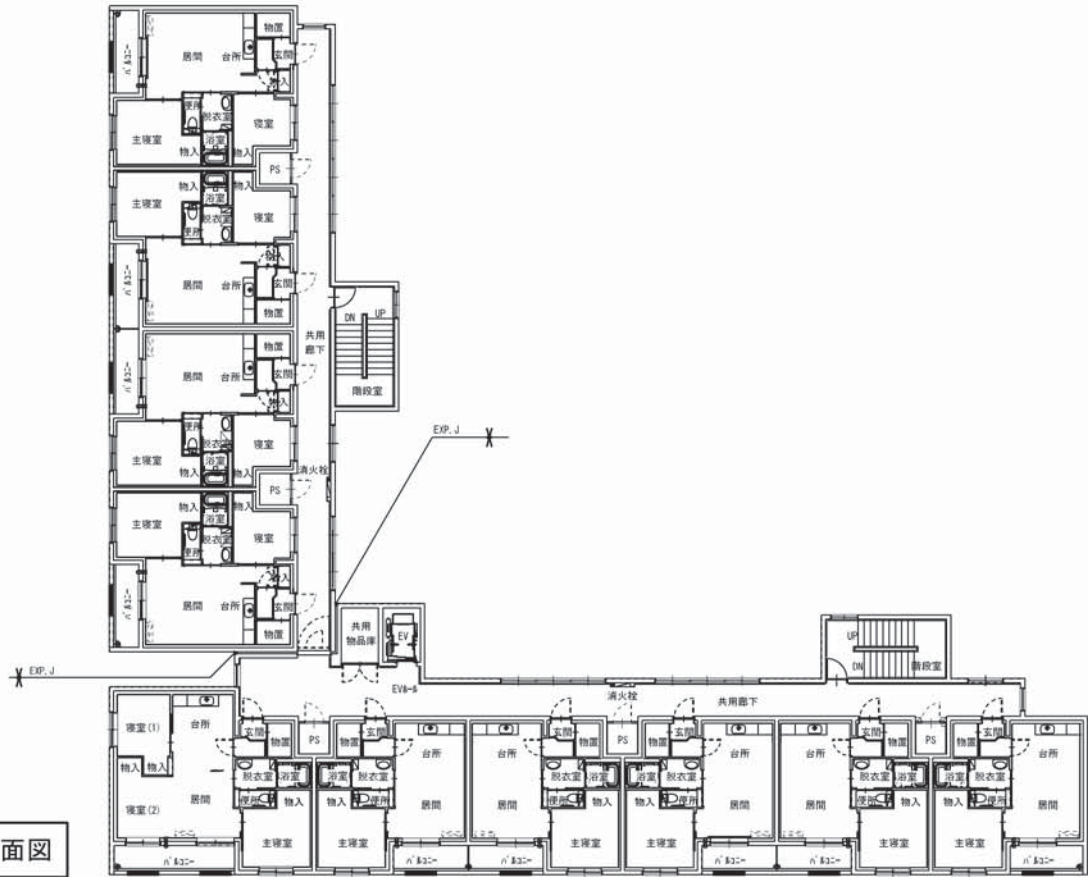


付近見取図

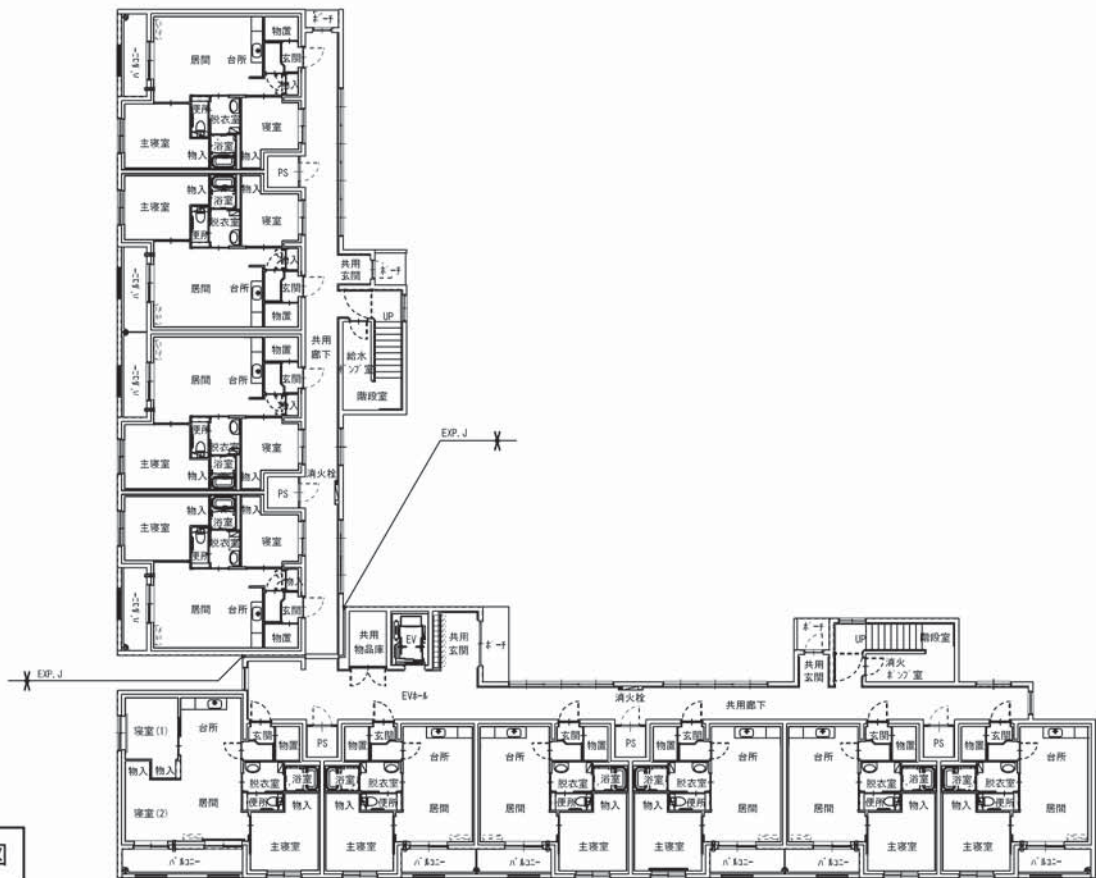


配置図

令和5年度堀川団地B棟公営住宅建築主体工事



2 ~ 5 階平面図



1 階平面図

令和5年度堀川団地B棟公営住宅建築主体工事

議案第67号

工事請負契約の締結に関する件

令和5年度堀川団地B棟公営住宅管設備工事に関し、次により請負契約を締結する。

記

- | | | |
|---|--------|---------------------------------------------------------|
| 1 | 契約の目的 | 令和5年度堀川団地B棟公営住宅管設備工事 |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契約金額 | 167,035,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 釧路市松浦町11番3号
共立・鈴木特定共同企業体
代表者 株式会社共立
代表取締役 阿部 聡 |
| 5 | 工期 | 契約の日から令和7年9月26日まで |

令和5年6月21日提出

釧路市長 蝦名大也

(説明)

令和5年度堀川団地B棟公営住宅管設備工事に関し、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により議決を得たく、本案を提出するものである。

なお、工事の概要は、次のとおりである。

- | | | |
|-----|----------|----|
| (1) | 給水設備工事 | 一式 |
| (2) | 排水設備工事 | 一式 |
| (3) | 給湯設備工事 | 一式 |
| (4) | 衛生器具設備工事 | 一式 |

- | | |
|------------|----|
| (5) ガス設備工事 | 一式 |
| (6) 消火設備工事 | 一式 |
| (7) 給油設備工事 | 一式 |
| (8) 換気設備工事 | 一式 |

議案第68号

工事請負契約の締結に関する件

令和5年度川東団地A棟公営住宅建築主体工事に関し、次により請負契約を締結する。

記

- | | | |
|---|--------|-------------------------------------------------------------|
| 1 | 契約の目的 | 令和5年度川東団地A棟公営住宅建築主体工事 |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契約金額 | 180,180,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 釧路市住之江町2番7号
タカオ・市橋特定共同企業体
代表者 タカオ工業株式会社
代表取締役 池田 優 |
| 5 | 工期 | 契約の日から令和6年2月2日まで |

令和5年6月21日提出

釧路市長 蝦名大也

(説明)

令和5年度川東団地A棟公営住宅建築主体工事に関し、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により議決を得たく、本案を提出するものである。

なお、工事の概要は、次のとおりである。

1 建築工事

木造2階建

1棟8戸（1LDK4戸、2LDK4戸）

建築面積 295.73㎡

延べ面積

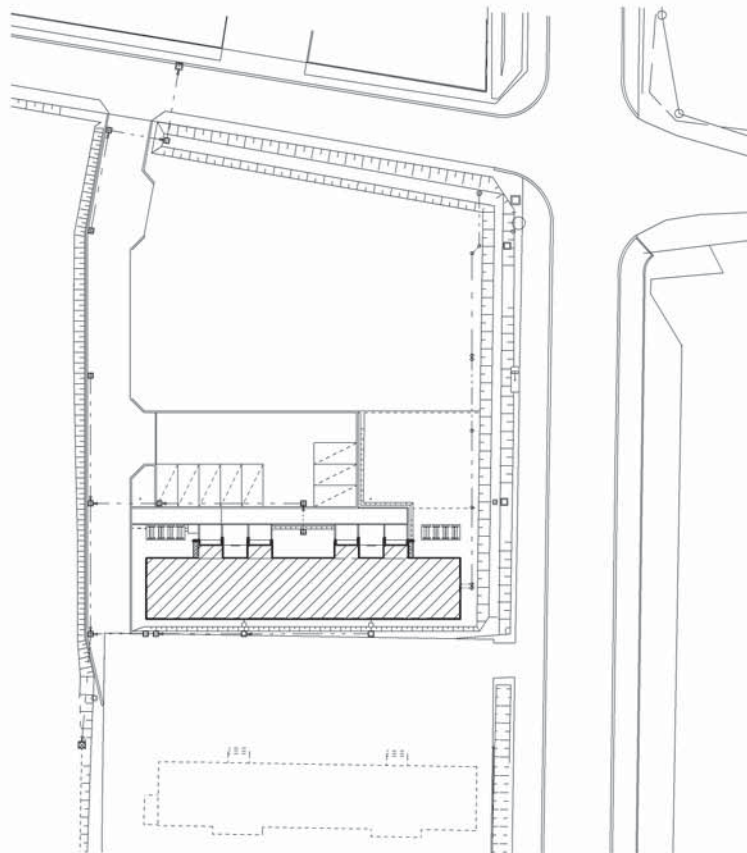
530.18㎡

2 建築位置 釧路市音別町川東1丁目216番1のうち

3 別途工事 電気設備工事、管設備工事

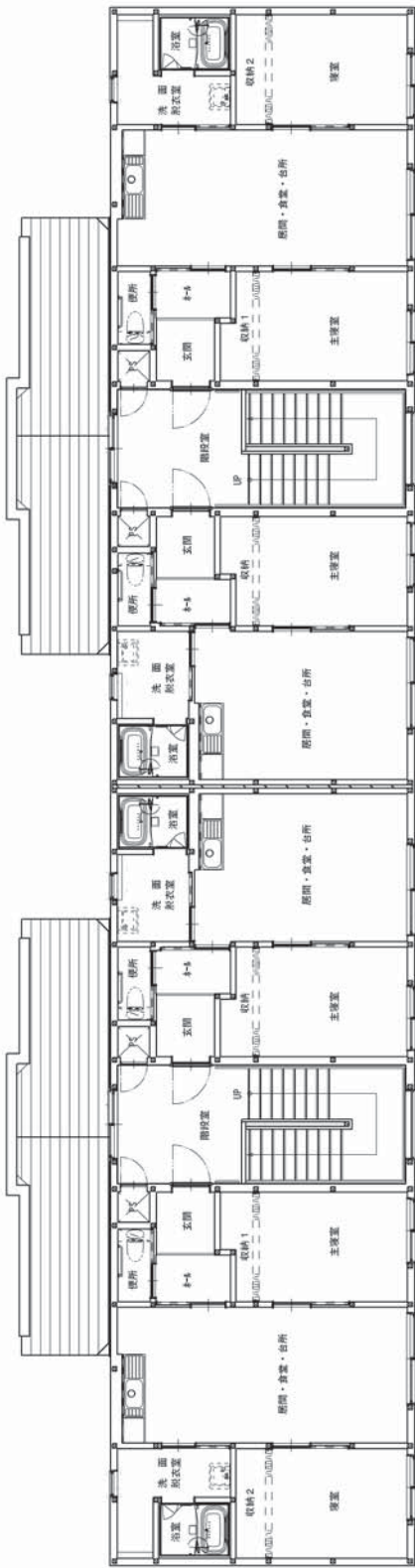


付近見取図

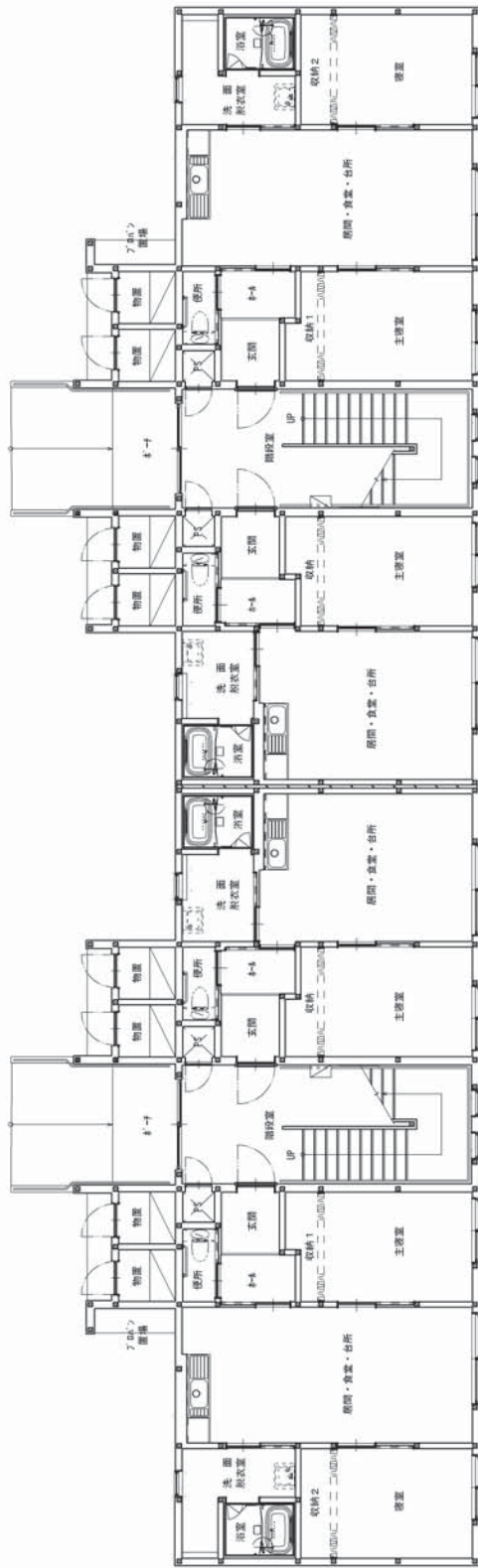


配置図

令和5年度川東団地A棟公営住宅建築主体工事



2階平面図



1階平面図

令和5年度川東団地A棟公営住宅建築主体工事

議案第69号

工事請負契約の締結に関する件

星が浦川河川改修工事（2工区）に関し、次により請負契約を締結する。

記

- | | | |
|---|--------|--------------------------------------------------------------------|
| 1 | 契約の目的 | 星が浦川河川改修工事（2工区） |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契約金額 | 179,850,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 鉏路市鳥取大通8丁目4番20号
本田・坂野・タカオ特定共同企業体
代表者 株式会社本田組
代表取締役 本田 秀 樹 |
| 5 | 工 期 | 契約の日から令和6年3月21日まで |

令和5年6月21日提出

鉏路市長 蝦名大也

（説明）

星が浦川河川改修工事（2工区）に関し、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により議決を得たく、本案を提出するものである。

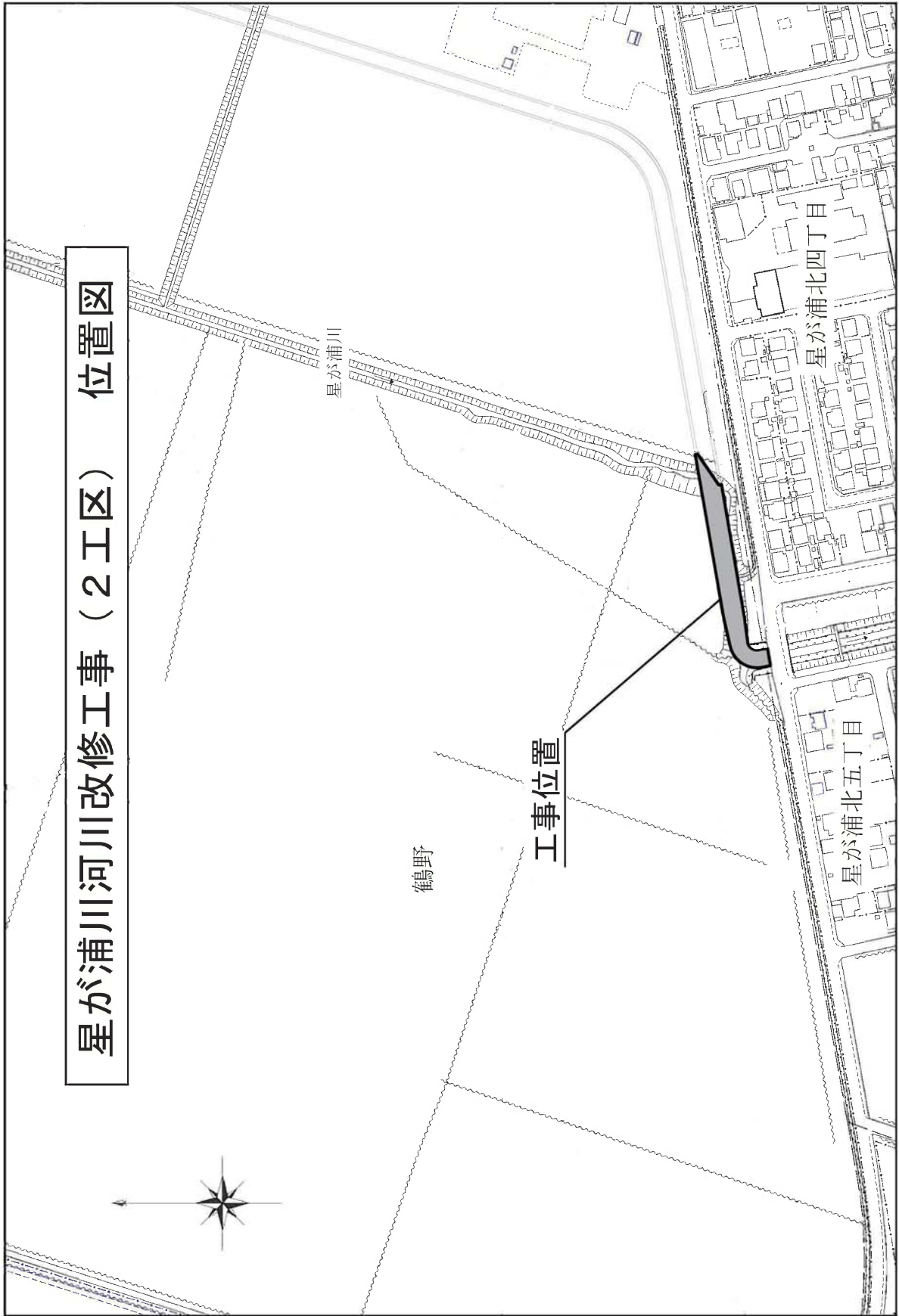
なお、工事の概要は、次のとおりである。

1 準用河川星が浦川の河川改修工事

- | | | |
|----------|----------|---------------------|
| (1) 護岸工 | 工事延長（両岸） | 121.25m |
| | かごマット護岸 | 88.00m |
| | 連節ブロック護岸 | 17.27m |
| | もたれ式擁壁 | 15.98m |
| (2) 河川土工 | 掘削土量 | 3,000m ³ |

(3) その他附帯工事

2 工事位置 釧路市鶴野58番6253、6257



星が浦川河川改修工事（2工区）位置図

星が浦川

鶴野

工事位置

星が浦北四丁目

星が浦北五丁目

議案第70号

工事請負契約の締結に関する件

消防救急デジタル無線設備更新工事に関し、次により請負契約を締結する。

記

- | | | |
|---|--------|-------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 契約の目的 | 消防救急デジタル無線設備更新工事 |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契約金額 | 845,900,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 釧路市星が浦大通1丁目7番1号
サンエス・マツダ・北電特定共同企業体
代表者 サンエス電気通信株式会社
代表取締役 宮田昌利 |
| 5 | 工期 | 契約の日から令和7年3月14日まで |

令和5年6月21日提出

釧路市長 蝦名大也

(説明)

消防救急デジタル無線設備更新工事に関し、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により議決を得たく、本案を提出するものである。

なお、工事の概要は、次のとおりである。

1 デジタル無線設備等更新工事

基地局無線装置、空中線系設備、空中線、無線回線制御装置、管理監視制御卓、遠隔制御器、車載型無線装置、携帯型無線装置、署活動用携帯無線装置（ハイブリッド型を含む。）、卓上型固定移動局無線装置、卓上型受令機、署所端末用受令機、IPアダプタ、ネットワーク機器、簡易多重無線装置、電源装置、空調設備、その他附属品

2 指令センター設備接続改修工事

既設指令台との接続及びこれに伴う改修

議案第71号

工事請負契約の締結に関する件

釧路市学校給食センター建築主体工事に関し、次により請負契約を締結する。

記

- | | |
|----------|------------------------------------------------------------------------|
| 1 契約の目的 | 釧路市学校給食センター建築主体工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 2,546,500,000円 |
| 4 契約の相手方 | 釧路市材木町15番17号
葵・宮脇・丸彦渡辺・タカオ特定共同企業体
代表者 葵建設株式会社
代表取締役社長 大 水 賢 一 |
| 5 工 期 | 契約の日から令和6年12月20日まで |

令和5年6月21日提出

釧路市長 蝦 名 大 也

(説明)

釧路市学校給食センター建築主体工事に関し、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により議決を得たく、本案を提出するものである。

なお、工事の概要は、次のとおりである。

1 建築工事

(1) 給食センター

鉄筋コンクリート造2階建

延べ面積 5,331.85㎡

1階床面積 4,039.06㎡

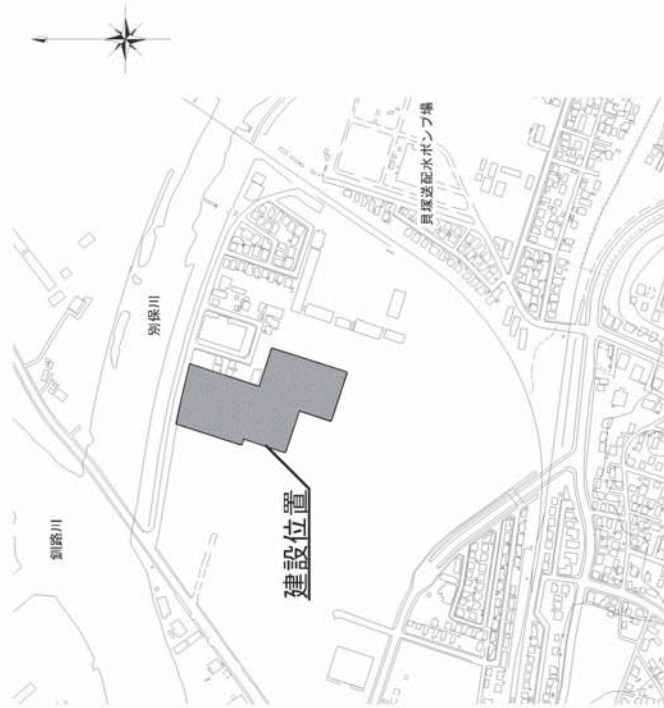
2階床面積 1, 292.79 m²

(2) 廃水処理施設

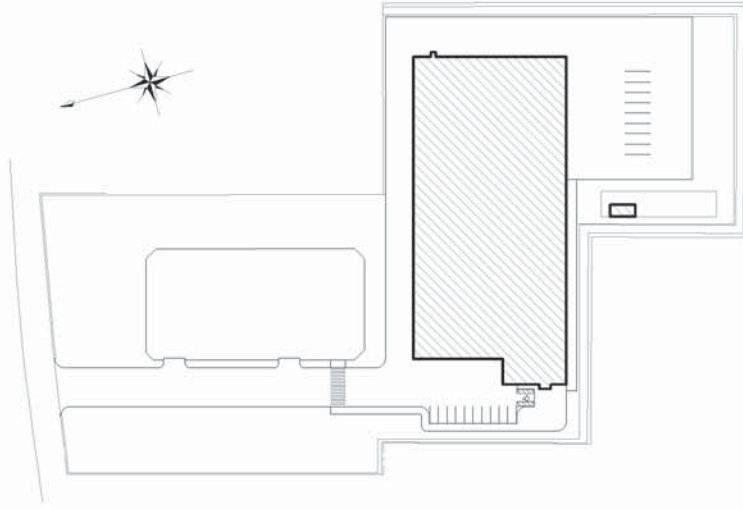
鉄筋コンクリート造平家建

延べ面積 25.09 m²

- 2 建築位置 釧路市貝塚3丁目58番4のうち、58番5、58番6、
62番4のうち、63番6
- 3 別途工事 管設備工事、電気設備工事、外構工事

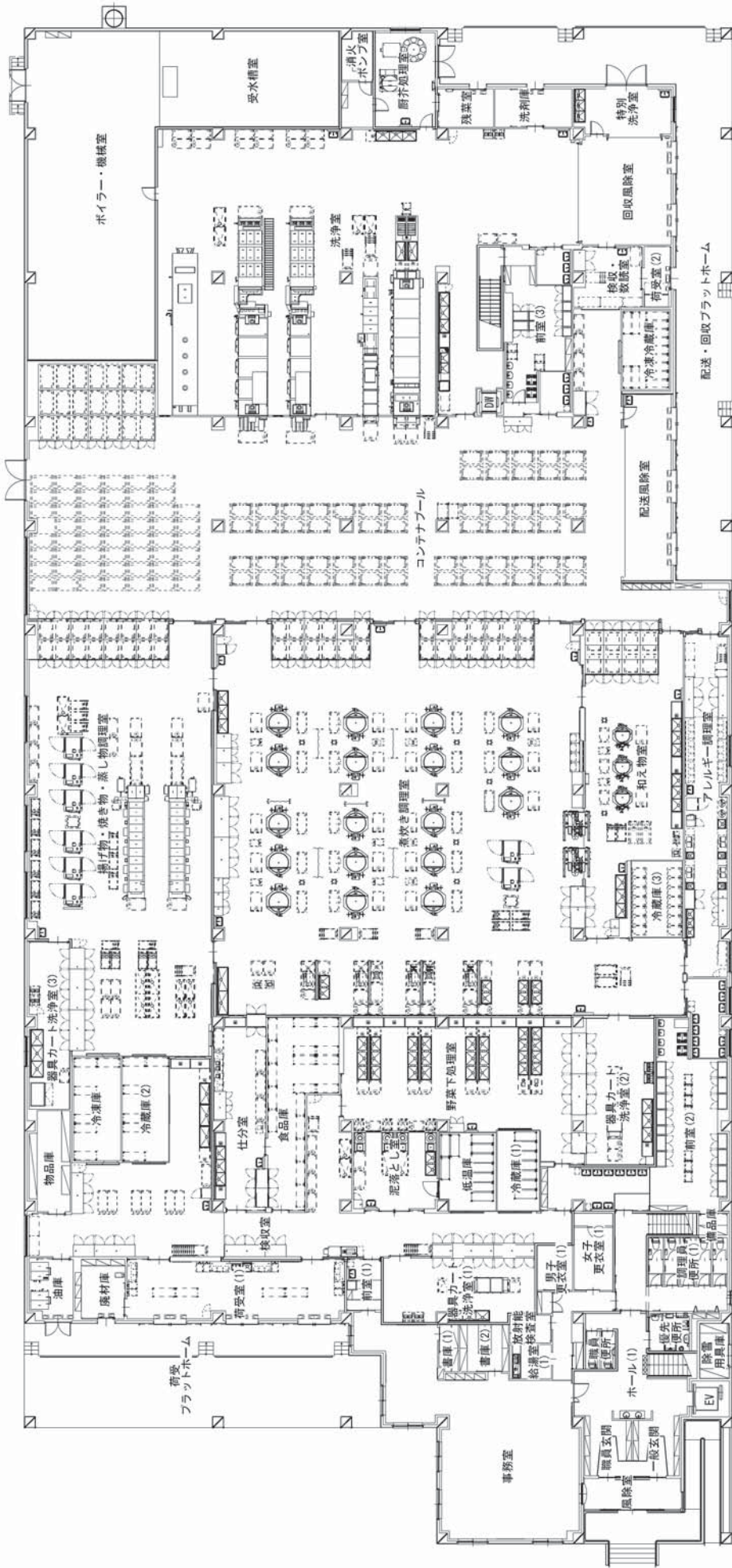


付近見取図



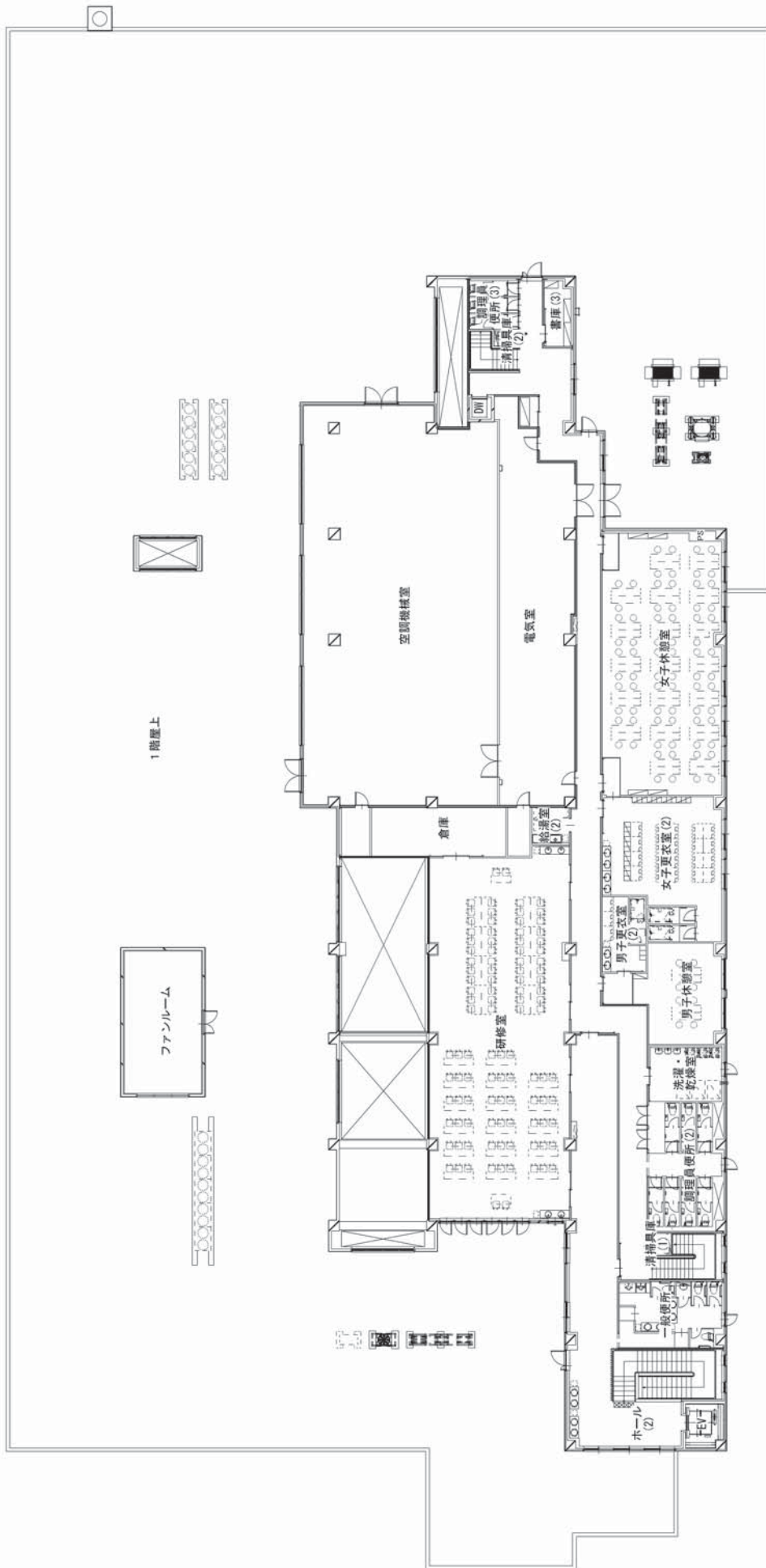
配置図

釧路市学校給食センター建築主体工事



1 階平面図

釧路市学校給食センター建築主体工事



2階平面図

議案第72号

工事請負契約の締結に関する件

釧路市学校給食センター管設備工事（その1）に関し、次により請負契約を締結する。

記

- | | | |
|---|--------|------------------------------------------------------------------|
| 1 | 契約の目的 | 釧路市学校給食センター管設備工事（その1） |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契約金額 | 332,200,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 釧路市春採5丁目16番17号
太平洋・共立特定共同企業体
代表者 太平洋設備株式会社
代表取締役 小茄子川 充 |
| 5 | 工期 | 契約の日から令和6年12月20日まで |

令和5年6月21日提出

釧路市長 蝦名大也

（説明）

釧路市学校給食センター管設備工事（その1）に関し、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により議決を得たく、本案を提出するものである。

なお、工事の概要は、次のとおりである。

- | | | |
|-----|--------|----|
| (1) | 給水設備工事 | 一式 |
| (2) | 排水設備工事 | 一式 |
| (3) | 給湯設備工事 | 一式 |
| (4) | ガス設備工事 | 一式 |

- | | |
|----------------|----|
| (5) 衛生器具設備工事 | 一式 |
| (6) 消火設備工事 | 一式 |
| (7) 廃水処理施設設備工事 | 一式 |

議案第73号

工事請負契約の締結に関する件

釧路市学校給食センター管設備工事（その2）に関し、次により請負契約を締結する。

記

- | | | |
|---|--------|-------------------------------------------------------------|
| 1 | 契約の目的 | 釧路市学校給食センター管設備工事（その2） |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契約金額 | 439,340,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 釧路市入江町7番27号
総合・榊・鈴木特定共同企業体
代表者 総合設備株式会社
代表取締役 亀岡 孝 |
| 5 | 工期 | 契約の日から令和6年12月20日まで |

令和5年6月21日提出

釧路市長 蝦名大也

（説明）

釧路市学校給食センター管設備工事（その2）に関し、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により議決を得たく、本案を提出するものである。

なお、工事の概要は、次のとおりである。

- | | |
|--------------|----|
| (1) 空気調和設備工事 | 一式 |
| (2) 換気設備工事 | 一式 |

議案第74号

工事請負契約の締結に関する件

釧路市学校給食センター管設備工事（その3）に関し、次により請負契約を締結する。

記

- | | | |
|---|--------|-------------------------------------------------------------------|
| 1 | 契約の目的 | 釧路市学校給食センター管設備工事（その3） |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契約金額 | 428,780,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 釧路市鳥取大通3丁目21番27号
大同・近藤・瑞相特定共同企業体
代表者 大同工業株式会社
代表取締役 板井 進 |
| 5 | 工期 | 契約の日から令和6年12月20日まで |

令和5年6月21日提出

釧路市長 蝦名大也

（説明）

釧路市学校給食センター管設備工事（その3）に関し、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により議決を得たく、本案を提出するものである。

なお、工事の概要は、次のとおりである。

- | | | |
|-----|----------|----|
| (1) | 空気調和設備工事 | 一式 |
| (2) | 冷暖房設備工事 | 一式 |
| (3) | 暖房設備工事 | 一式 |
| (4) | 床暖房設備工事 | 一式 |

- (5) 蒸気設備工事 一式
- (6) 自動制御設備工事 一式

議案第75号

工事請負契約の締結に関する件

釧路市学校給食センター電気設備工事（その1）に関し、次により請負契約を締結する。

記

- | | | |
|---|--------|-----------------------------------------------------------------|
| 1 | 契約の目的 | 釧路市学校給食センター電気設備工事（その1） |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契約金額 | 180,400,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 釧路市材木町9番30号
マツダ・三昭・新橋特定共同企業体
代表者 マツダ電気株式会社
代表取締役 松田有律香 |
| 5 | 工期 | 契約の日から令和6年12月20日まで |

令和5年6月21日提出

釧路市長 蝦名大也

（説明）

釧路市学校給食センター電気設備工事（その1）に関し、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により議決を得たく、本案を提出するものである。

なお、工事の概要は、次のとおりである。

- | | | |
|-----|------------|----|
| (1) | 電灯設備工事 | 一式 |
| (2) | 受変電設備工事 | 一式 |
| (3) | 構内配電線路設備工事 | 一式 |
| (4) | 昇降機設備工事 | 一式 |

議案第76号

工事請負契約の締結に関する件

釧路市学校給食センター電気設備工事（その2）に関し、次により請負契約を締結する。

記

- | | | |
|---|--------|---------------------------------------------------------------------|
| 1 | 契約の目的 | 釧路市学校給食センター電気設備工事（その2） |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契約金額 | 165,000,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 釧路市入江町8番19号
東興・釧路電工・三東特定共同企業体
代表者 株式会社東興電気工業
代表取締役 東 堂 光 春 |
| 5 | 工 期 | 契約の日から令和6年12月20日まで |

令和5年6月21日提出

釧路市長 蝦 名 大 也

（説明）

釧路市学校給食センター電気設備工事（その2）に関し、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により議決を得たく、本案を提出するものである。

なお、工事の概要は、次のとおりである。

- | | |
|----------------|----|
| (1) 動力設備工事 | 一式 |
| (2) 火災報知設備工事 | 一式 |
| (3) 防火戸制御設備工事 | 一式 |
| (4) 廃水処理施設設備工事 | 一式 |

- (5) 弱電線路設備工事 一式
- (6) 弱電設備工事 一式

議案第 77 号

工事請負契約の締結に関する件

釧路アイスアリーナ屋根・軒下改修工事に関し、次により請負契約を締結する。

記

- | | |
|----------|------------------------------------------|
| 1 契約の目的 | 釧路アイスアリーナ屋根・軒下改修工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 174,900,000円 |
| 4 契約の相手方 | 釧路市住之江町12番17号
村井建設株式会社
代表取締役 村井 順一 |
| 5 工期 | 契約の日から令和6年3月15日まで |

令和5年6月21日提出

釧路市長 蝦名大也

(説明)

釧路アイスアリーナ屋根・軒下改修工事に関し、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により議決を得たく、本案を提出するものである。

なお、工事の概要は、次のとおりである。

1 改修工事

屋根端部解体撤去、防水改修、軒改修、内部改修

2 所在地 釧路市鳥取大通3丁目6番33号

議案第78号

釧路市功労者表彰について同意を求める件

次の者を、釧路市功労者表彰条例（平成17年釧路市条例第4号）に基づき表彰いたしたいので、議会の同意を得たい。

記

金 安 潤 子

松 尾 和 仁

三 木 均

山 口 光 信

令和5年6月21日提出

釧路市長 蝦 名 大 也

（参考）

釧路市功労者表彰条例抜粋

（被表彰者）

第2条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者の中から適当と認める者を、議会の同意を得て、釧路市功労者としてこれを表彰する。

（1号 略）

（2）市長又は市議会議員として満12年以上勤務した者又は満10年以上勤務して在職中死亡した者

（3、4号 略）

議案第79号

固定資産評価員の選任について同意を求める件

次の者を、釧路市固定資産評価員に選任いたしたいので、議会の同意を得たい。

記

氏 名

令和5年6月21日提出

釧路市長 蝦名大也

(参考)

地方税法抜粋

(固定資産評価員の設置)

第404条 市町村長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、且つ、市町村長が行う価格の決定を補助するため、市町村に、固定資産評価員を設置する。

2 固定資産評価員は、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから、市町村長が、当該市町村の議会の同意を得て、選任する。

(以下 略)

報告第4号

専決処分報告の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので報告し、承認を求める。

記

釧路市税条例及び釧路市都市計画税条例の一部を改正する条例

（釧路市税条例の一部改正）

第1条 釧路市税条例（平成17年釧路市条例第75号）の一部を次のように改正する。

第46条中「第5号の15様式」の次に「又は第5号の15の2様式」を加え、「によって」を「により」に改める。

第48条第1項及び第5項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加える。

第50条第1項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に改める。

第97条第1項及び第5項並びに第100条第1項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加える。

附則第8条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条中「、第63条又は第64条」を「又は第63条」に、「、第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改める。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第22項」を「附則第15条第21項」に改め、同条第4項中「附則第15条第23項第1号」を「附則第15条第22項第1号」に改め、同条第5項中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に改め、同条第6項中「附則第15条第23項第3号」を「附則第15条第22項第3号」に改め、

同条第7項中「附則第15条第24項第1号」を「附則第15条第23項第1号」に改め、同条第8項中「附則第15条第24項第2号」を「附則第15条第23項第2号」に改め、同条第9項中「附則第15条第26項第1号イ」を「附則第15条第25項第1号イ」に改め、同条第10項中「附則第15条第26項第1号ロ」を「附則第15条第25項第1号ロ」に改め、同条第11項中「附則第15条第26項第1号ハ」を「附則第15条第25項第1号ハ」に改め、同条第12項中「附則第15条第26項第1号ニ」を「附則第15条第25項第1号ニ」に改め、同条第13項中「附則第15条第26項第2号イ」を「附則第15条第25項第2号イ」に改め、同条第14項中「附則第15条第26項第2号ロ」を「附則第15条第25項第2号ロ」に改め、同条第15項中「附則第15条第26項第2号ハ」を「附則第15条第25項第2号ハ」に改め、同条第16項中「附則第15条第26項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第17項中「附則第15条第26項第3号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第18項中「附則第15条第26項第3号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第19項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第28項」に改め、同条第20項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第21項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第23項を削る。

附則第10条の3第10項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改める。

附則第15条の2を削り、附則第15条の2の2を附則第15条の2とする。

附則第15条の6第3項を削る。

附則第16条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番

号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「ガソリン軽自動車（」を「法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）（」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の第1欄に掲げる同条の規定中同表の第2欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第3欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の第1欄に掲げる同条の規定中同表の第2欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第3欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「5,200円」」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第16条の2第1項中「第8項」を「第4項」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附則第26条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

(鉏路市都市計画税条例の一部改正)

第2条 釧路市都市計画税条例（平成17年釧路市条例第76号）の一部を次のように改正する。

附則第5項（見出しを含む。）中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改める。

附則第6項（見出しを含む。）中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改める。

附則第18項中「第14項から第16項まで、第18項、第20項、第28項、第32項、第33項、第36項、第40項若しくは第44項」を「第13項から第15項まで、第17項、第19項、第27項、第31項、第32項、第35項、第39項若しくは第43項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 次項に定めるものを除き、第1条の規定による改正後の釧路市税条例（次条第2項において「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資

産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。) に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得された第1条の規定による改正前の釧路市税条例附則第15条の2及び第15条の6第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第16条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 第2条の規定による改正後の釧路市都市計画税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和4年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

令和5年6月21日提出

釧路市長 蝦名大也

(説明)

地方税法の一部改正等に伴い、所要の改正及び規定の整備をする専決処分をしたので承認を求めたく、本案を提出するものである。

なお、主な改正点は、次のとおりである。

1 個人の市民税関係

(1) 肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を令和9年度まで延長したこと。(市税条例附則第8条関係)

(2) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期限を令和8年度まで延長したこと。(市税条例

附則第17条の2関係)

2 軽自動車税関係

令和5年度から令和7年度までの間に初回車両番号指定を受けた一定の3輪以上の軽自動車で排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ないものについて、当該車両番号指定の翌年度に種別割の税率を軽減することとしたこと。(市税条例附則第16条関係)

3 その他引用条項等の規定の整備をしたこと。

(参考)

地方自治法抜粋

(長の専決処分)

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。(ただし書 略)

(2項 略)

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

(4項 略)

